

4 広報関係

(1) 市報ちょうふ

【ごみ減量標語, ごみダイエット通信】

(2) ザ・リサイクル

第69号【平成27年7月20日発行】

第70号【平成27年11月20日発行】

第71号【平成28年3月20日発行】

● 4月20日号

私にもできるごみ減量

水銀を含むごみは有害ごみへ

燃やせるごみの中に水銀を含むごみが混ざり、焼却炉の運転を停止しなければならぬ事態が発生しています。

ごみの適正な分別にご協力をお願いします。
水銀の処理でお困りの方はご相談ください。

ごみ減量への第一歩、身近なことから始めましょう！
ごみ対策課 ☎481-7686




● 5月20日号

私にもできるごみ減量

「水切りネット」で「ぎゅっ!」とひと絞り

燃やせるごみの約半分が生ごみで、生ごみの約8割が水分です。生ごみを捨てる前に「ぎゅっ」とひと絞りするだけで、ごみの減量と生ごみの悪臭防止に大きな効果があります。

ごみ減量への第一歩、身近なことから始めましょう
ごみ対策課 ☎481-7812



● 6月5日号

私にもできるごみ減量

生ゴミを出す前にひと絞り

約8割が水分

ごみ対策課☎481-7812



● 7月5日号

私にもできるごみ減量

レジ袋はいりません

買い物はマイバッグで

ごみ対策課☎481-7812



● 8月5日号

私にもできるごみ減量

軽くゆすいで
容器包装プラスチック

ペットボトルもきちんと分別・リサイクル

ごみ対策課 ☎481-7812



● 9月5日号

私にもできるごみ減量

生ごみを減らしませんか

生ごみ処理機などの購入費を補助していますので、ぜひご利用ください。

ごみ対策課☎481-7812



● 1 1 月 5 日 号

私にもできるごみ減量

牛乳パックは



- ① 洗って
- ② 開いて
- ③ 乾かして
- ④ お近くの回収ステーションへ

ごみ対策課 ☎ 481-7812

● 1 2 月 5 日 号

私にもできるごみ減量

大掃除も
きちんと分別



気持ちよい正月を
迎えましょう。

ごみ対策課 ☎ 481-7686

● 2 月 5 日 号

私にもできるごみ減量

市民のアイデアで資源を活用
みかん、レモンなど果物の皮はよく乾燥して、ネットなどに入れて入浴剤に



ごみ対策課 ☎ 481-7812

● 3 月 5 日 号

私にもできるごみ減量

市民のアイデアを実践
だいこん、にんじんの皮は
千切りにしてキンピラにする



ごみ対策課 ☎ 481-7812

● 4月5日号

ごみダイエット通信 90

資源物持去り 禁止条例施行

4月から、古紙や衣類、空き瓶、空き缶などの資源物を無断で持ち去る行為を禁止する条例が施行されました。

このような行為を見かけた方は、場所、時間、車のナンバーや特徴をごみ対策課へご連絡ください。トラブルになる可能性がありますので、直接声を掛けたり写真や動画を撮影したりしないでください。

なお、地域の集団回収の車両には、4月から「STOP持去り!調布市地域集団回収(オレンジ色)のステッカー」を掲示します。

使用済小型電子機器等 回収ボックス

小型家電製品に含まれている貴重な有用金属を効率的に回収するため、市内3か所に使用済小型電子機器などの回収ボックスを設置しています(区市役所 神代出張所、クリーンセンター)。

投入口の大きさは横30cm、縦15cmです。回収する品目など詳細は、市のホームページを確認ください。

注意点・異物やごみなど小型家電以外の物はいれられないです。
 ・取り外しできるバッテリーなどの電池類は取り外してから入れてください。
 ・携帯電話やパソコンは民間のリサイクルシステムが確立しているため、市では回収しません。

問い合わせ/
ごみ対策課
☎481-7686

● 5月5日号

ごみダイエット通信 90

調布市ごみ対策課 ☎481-7812

調布市はリサイクル率全国第5位

環境省から発表された「一般廃棄物処理事業実態調査(平成25年度版)」で、人口10万人以上50万人未満の239市で、調布市はリサイクル率第5位でした。

平成25年度の調布市のリサイクル率は、38.9%です。これは、市民、事業者の皆さんの高い分別意識と、日頃の実践行動の結果によるものであり、資源ごみをこみとして出すのではなく、資源物として分別していただくなど、リサイクルのポイントである「分ければ資源、混ぜればごみ」を実践していただいている結果によるものです。改めて深く感謝申し上げます。

また、平成25年度の1人1日当たりのごみ排出量は、747.5グラムで、少なさを全国第12位となりました。残念ながら、平成24年度実績の739.2グラムより8.3グラム増加しています。今後もさらなるごみ減量にご協力をお願いします。

●ごみ減量のために

ごみ減量のために大切なことは、まずはごみとなるものを家庭に持ち込まないことです。

家庭から出るごみのうち、一番多く排出されるのは生ごみです。生ごみを減量するためには、買い物に行く前に家にある食材の確認をすることが大切です。冷蔵庫に何が入っているのか、消費期限はいつまでかなどを書いて冷蔵庫の前に紙に貼っておくと、同じものを購入することがなくなります。

料理をするときには、過量を作らぬようにしましょう。多く作りすぎると結果的に捨ててしまうこともあります。また、食材が無駄にならない料理をすることが大切です。野菜の皮をきんぴら風に作ったり、大根の葉っぱをみそ汁の具にするなど、使える部分は、できる限り使うことで、生ごみとして捨てるものを少なくすることができます。

さらに、コーヒーやお茶がらなどの生ごみは土に混ぜて「たい肥」として活用することができます。市で募集している「我が家のごみ減量アイデア」では、生ごみをたい肥化し、その土を使っておいしい野菜などを育て、楽しみながらごみ減量に取り組んでいるといったアイデアが多く寄せられています。

また、生ごみには水分が約8割も含まれています。生ごみを捨てる前には水切りネットに入れて「ぎゅっ」とひと絞りをしていただくことで、ごみ減量に大きな効果があります。一人一人の小さな取り組みが大きなごみ減量に繋がります。今後も一層のごみ減量とリサイクルの推進にご協力をお願いします。

リサイクル率 (%)

1人1日当たりのごみ排出量 (g)

● 6月5日号

ごみダイエット通信 91

〔平成26年度総ごみ量〕

平成26年度に市で排出された総ごみ量は6万609トンで、平成25年度と比較すると約510トンの減量となりました。

また、資源物および事業系ごみを除いた家庭から排出される市民1人1日当たりのごみ量は389.7グラムで平成25年度と比較すると0.5グラムの減少となりました。

ごみ減量は一人一人のほんの小さな心掛けで実現できます。引き続き、ごみ減量とリサイクルにご協力をお願いします。

市内の「総ごみ量」と「家庭系ごみ原単位」の推移

年度	総ごみ量 (トン)	家庭系ごみ原単位 (g)
23年度	60,067	393.7
24年度	60,145	392.0
25年度	61,119	390.2
26年度	60,609	389.7

※家庭系ごみ原単位=市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物・事業系ごみを除く)

〔平成26年度総ごみ量〕

平成26年度に市で排出された総ごみ量は6万609トンで、平成25年度と比較すると約510トンの減量となりました。

また、資源物および事業系ごみを除いた家庭から排出される市民1人1日当たりのごみ量は389.7グラムで平成25年度と比較すると0.5グラムの減少となりました。

ごみ減量は一人一人のほんの小さな心掛けで実現できます。引き続き、ごみ減量とリサイクルにご協力をお願いします。

● 7月5日号

ごみダイエット通信 92

剪定した技術を資源化して活用しましょう

剪定枝を無料でチップ化しています。土と混ぜて堆肥として利用したり、敷地内に撒いて雑草防止にご活用ください。ご利用の際は電話でお申し込みください。チップカーで伺い作業します。


◎対象となるもの

- 幹の太さが8cm以下、長さが1m以下に剪定された枝木

◎対象とならないもの

- チップ化に適さない樹木（竹、笹、シュロ、腐食した樹木など）
- 安全作業に支障のある樹木（バラ、ウルシ、キョウチクトウ、アセビなど）
- 油分が多く機械故障の原因となるおそれのある樹木（イチョウ、松など）
- 生け垣や木材などの加工された樹木など

園事務所や集合住宅も利用可。詳細はお問い合わせいただくか、市の園やごみリサイクルカレンダーをご覧ください
園ごみ対策課 ☎481-7686



● 8月5日号

ごみダイエット通信 93

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の促進

「利再留館」(富士見町3-2-1)では、市内から粗大ごみとして出された家具などの中から、まだ使用できそうなものを簡単な修理をして販売しています。

平成26年度の利再留館来場者は8757人、販売した品物は2098点でした。一度は「粗大ごみ」として廃棄された品物ですが、2000点以上が再び使用されることになりました。不用になったものでもごみにしないことが大切です。まだ使えるものは、修理すれば使えるものは、友人・知人への譲渡や、「廃品回収」などと称し、家庭ごみを、市の許可や委託を受けたリサイクルショップなどへの売却を検討してください。

【出張販売】
市立若葉小学校体育館で出張販売します。ぜひ、ご利用ください。
8月10日(月)午前10時～午後3時
園市立若葉小学校体育館
主な展示品/たんす、テーブル、椅子、パソコンデスク、メタルラック、チェスト、衣装ケース、カラーボックスなど
価格/500～5000円程度

悪質な回収業者に注意
「廃品回収」などと称し、家庭ごみを、市の許可や委託を受けたリサイクルショップなどへの売却を検討してください。

①ごみの散乱防止と3Rを進めるためのポスター・標語コンテスト作品募集
ごみの散乱防止と3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図るため、啓発活動の一環としてポスター・標語を募集します。

応募規格
ポスター 開口B版四つ切(380ミリ×540ミリ)または、B3版(361ミリ×515ミリ)にクレヨン、水彩絵具などで描き、写真そのほかの材料を貼付しないもの
標語部門 官製はがきまたは、はがき大の用紙

②共に
9月4日(金)〔必着〕までに〒182-0801 調布市4-1-20 調布シティビル2階 園ごみ対策課南口事務所または〒182-0801 園市役所 園ごみ対策課(2階)へ持参または郵送
園詳細は市の園をご覧ください
園ごみ対策課 ☎7812

けずに回収する業者が横行しています。「産業廃棄物」の許可で家庭ごみを回収することはできません。また、「古物商」の許可なしに不用品を買い取ることもできません。

無許可業者による不法投棄や高額請求などの問題が報告されていますので、ご注意ください。

園ごみ対策課 ☎7686

③3R促進ポスター・コンクール作品募集
循環型社会のあり方について考えるきっかけとして3Rのポスター作品を募集します。

応募規格/B版四つ切画用紙(380ミリ×540ミリ)またはB3版(361ミリ×515ミリ)に手描きとし、パソコンなどを使用した作品や立体性のある作品(糊などで貼り付けたもの、切り絵など)ではないもの
園市内在住の小・中学生
園環境省、3R活動推進フォーラム

● 9月5日号

ごみダイエット通信 94

古紙と古布は「資源物」

市では、毎週水曜日に「資源物」として古紙と古布の回収を行っています。ごみの適正な分別を行い、「資源物」として出すことによって、リサイクルの推進が図られます。また、ごみの適正な分別はお金の節約にもつながります。例えば、今まで燃やせるごみとして出していたお菓子の箱や包装紙を「資源物」として出せば、料金の安い小さいサイズの指定収集袋で出すことができます。


●古紙と古布の排出方法

【古紙】 園新聞、雑誌・本、段ボール、雑紙（はがき、メモ用紙、チラシなど名刺サイズ以上の大きさの紙） 資源物にならない紙類/感熱紙、カーボン紙、写真、紙コップ、洗濯洗剤の箱、シュレッダーにかけた紙、汚れのひどい紙など

出し方/①新聞紙、雑誌・本、段ボールは、ひもで束ねる②新聞紙と段ボールは一緒にしない③雑紙は、畳んで紙袋に入れるか、チラシなどの間に挟む 注意点/古紙は雨の日でも回収します。その際は、ビニール袋には入れずに出してください

【古布】 園古着、タオル、シーツ、カーテン（金具は「燃やせないごみ」）、毛布（電気毛布は、「粗大ごみ」） 出し方/透明もしくは半透明の袋に入れる 注意点/古布は濡れるとリサイクルができないため、雨の日には出さないようご協力をお願いします

園ごみ対策課 ☎481-7686



● 10月5日号

ごみダイエット通信 95

**「これならできるごみ減量とリサイクル」
小・中学生ポスター全作品を展示**

市内在住・在学の小・中学生の皆さんからごみ減量やリサイクルのために自分が心がけている（またはこれからしようとしている）ことをテーマに描いた作品の展示です。

なお、応募作品の中から調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会委員と展示会場来場者の投票で入賞作品を決定します。また、入賞作品は市のごみ減量啓発活動に活用する予定です。

期10月7日(水)～13日(火) 午前9時～9時30分（初日は午後1時から、最終日は正午まで）
所文化会館たづくり11階みんなの広場

平成27年度のごみ量

平成27年4～7月の市で出されたごみ量は2万818トンで、昨年度と比較すると188トン減少しました。これはごみ収集車20台分以上のごみが毎月減少していることとなります。

今後もさらなるごみ減量とリサイクルにご協力をお願いします。

☎ごみ対策課 ☎481-7812

● 11月5日号

ごみダイエット通信 96

資源物地域集団回収を始めてみませんか


集団回収とは、子ども会や自治会など、おおむね20世帯以上の市民団体が資源物（古紙、古布、ビン、缶、牛乳パック）を集め、直接回収業者と契約して引き渡す自主的な資源回収です。

市では、集団回収を実施している団体に、集団回収として回収業者へ引き渡した資源物の量に応じて1キログラム当たり8円の奨励金を交付しています。

ごみ減量と資源化を進めるだけでなく、地域のコミュニティづくりにも役立っています。

集団回収への積極的な参加にご協力をお願いします。

☎ごみ対策課 ☎481-7812



● 12月5日号

ごみダイエット通信 97

☎ごみ対策課 ☎481-7686

正しいごみの分別にご協力を

年末年始にはカセットボンベなどを使用することが多くなりますが、中身を使い切ってから穴を空けずに「有害ごみ」で排出してください。燃やせないごみ専用袋（青色）には絶対に入れないでください。ごみ収集車の火災の原因になります。

また、ライターや水銀を含む乾電池も「有害ごみ」として排出してください。

名刺サイズ以上の大きさの紙は、たたんで紙袋に入れるかチラシなどの間に挟んで古紙として出してください。

衣類などの古布は濡れるとカビなどが発生し、リサイクルできなくなりますので、雨の日を避けて、透明もしくは半透明の袋に入れて出してください。

さらなるごみ減量・リサイクルに向けて

ごみの減量・リサイクルで最も大切なことは、ごみを出さないことです。家具や家電製品などを買い替える前に修理できないかももう一度考えましょう。

食料品も、冷蔵庫の中をチェックし、買い過ぎないようにしましょう。使い切れずにごみになってしまう場合もあります。

買い物にはマイバックを持参、レジ袋は断りましょう。シャンプー、リンス、洗剤、調味料などは、詰め替え用の商品を利用しましょう。また、再生品（リサイクル品）を選ぶことは、天然資源の使用量を減らすことにもつながります。

ビン・カン・ペットボトル・容器包装プラスチックや古紙・古布・牛乳パックは資源回収することで再利用ができますので、分別にご協力ください。

水切りでさらなる減量を


市で排出されるごみの中で、燃やせるごみが最も多く出されます。燃やせるごみの半分は生ごみで、その8割が水分です。ごみを出す前に水切りネットなどで「ぎゅっ」とひと絞りするだけで、ごみ減量に効果があります。


粗大ごみもリユース（再利用）・リサイクル（資源化）

クリーンセンターに搬入される粗大ごみは全て手作業で解体し、家電製品に含まれる金属類も可能な限りリサイクルするよう努めています。

また、利再来留館（☎富士見町3-2-1）ではまだ使える家具などを手直し、展示・販売を行っていますので、ご利用ください。

分別!





● 2月5日号

ごみダイエット通信 98

3Rでごみ減量 3Rとは、リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）の3つの取り組みの頭文字をとったものです。

①リデュース（まずはごみの発生そのものを減らそう）

レジ袋や過剰な包装は断りましょう。また、食品が無駄にならないよう計画的な購入や調理方法を考えましょう。

②リユース（繰り返し使おう）

壊れた物をすぐに捨てず、修理して繰り返し使ったり、不要になった物は、欲しい人に譲ったりしましょう。

③リサイクル（再生して資源を活用）

名刺より大きな紙は、燃やせるごみに混ぜず、資源ごみに出すことでリサイクルにつながります。

ごみ減量のため、ごみの分別にご協力をお願いします。

☎ごみ対策課 ☎481-7686

● 3月5日号

ごみダイエット通信 99

混ぜればごみ、分ければ資源～ごみ減量とリサイクルのため、きちんと分別しましょう～

ごみの中にはリサイクルできるものが多く混ざっています。次のものはリサイクルできます。

- チラシ、封筒、はがきなど名刺サイズ以上の大きさの紙
- 缶、ビン、食品トレイやペットボトルなど
- 古着や使わなくなったタオル、シーツ、カーテンなど

細かな分別の積み重ねが、大きなごみの減量につながります。これからの時期は、引っ越しなどで、ごみが多く排出されます。3Rのリデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再生して利用する）をお忘れなく、ごみ減量にご協力をお願いします。 ☎ごみ対策課 ☎481-7812

ザ・リサイクル

平成27年
7月20日 発行
第69号
バックナンバーは市のホームページからご覧いただけます。
(トップページ→暮らし・手続き→ごみ・リサイクル→ごみカレンダー→ザ・リサイクル)

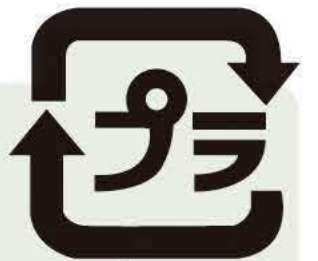
発行／調布市環境部ごみ対策課 〒182-0024 調布市布田4-20-2 調布シティビル2階
TEL:042-481-7812 FAX:042-481-7814 E-mail:gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

特集

正しくごみを分別するには！！ ～容器包装プラスチック編～

容器包装プラスチックの見分け方や、資源物として出す時の注意点をご紹介します。

見分け方 まず「プラマーク」を確認して！



プラマーク

容器包装プラスチックとして収集しているものには、プラマークが表示されています。

プラマークが付いていなくても、発泡スチロール、梱包材、緩衝材（いわゆるプチプチ）は「容器包装プラスチック」で出してください。

プラマークが付いているもの



小さなものにもプラマークが付いています

個別の袋に表示がなくても、外装袋に表示があるものがあります



材質の表示です
材質は問わず収集します

発泡スチロール・プチプチ



「容器包装プラスチック」で出してください

出すときの注意点1 「容器包装プラスチック」で出さないで！

プラマークが付いていても汚れが落ちないものや、プラスチックでできていてもプラマークが付いていない製品は「燃やせないごみ」で出してください。

汚れが落ちないもの



プラマークが付いていないもの



「燃やせないゴミ」
で出してください

ちゃんと分別してね！！



出すときの注意点2 「二重袋」にはしないで！

「容器包装プラスチック」は、ふじみ衛生組合リサイクルセンターに搬入し、機械で袋を破いたあと、手作業で不適物を取り除き、リサイクル工場に搬送しています。

「二重袋」にすると、機械で完全に袋を破くことができないため、不適物の混入を見逃してしまう場合があります、資源化ができなくなります。

小さな袋がいくつかあるときは、二重袋にはしないで、そのまま出していただくか、中身だけ大きな袋に移し替えて出してください。



小さな袋を大きな袋に入れる
「二重袋」にはしないで

手作業で不適物を取り除きます
(ふじみ衛生組合リサイクルセンター)



資源物地域集団回収をはじめましょう

集団回収とは

子ども会や自治会、集合住宅などの仲間が集まって、資源物（古紙・古布・カン・ビン・牛乳パック）を集め、資源物回収業者へ引き渡します。引き渡した資源物の量に応じて、市から回収団体へ奨励金を交付しています。

集団回収は、地域の皆さんが協力して取り組むことで、地域のコミュニティづくりにも役立っています。

平成26年度集団回収実績

26年度に集団回収で集められた資源物の量は、約4,300トンです。

27年3月31日現在、273団体が登録し、集団回収に取り組んでいます。皆様のご協力で、約4,300トンの資源物が再利用できたということになります。

今後も集団回収の活動にご協力をお願いします。

集団回収の流れ

- ①概ね20世帯以上が集まって、市に団体登録をします。
- ②市に登録している回収業者に資源物を引き渡します。
- ③3か月ごとに市へ奨励金の交付申請をし、1キログラムあたり8円（27年度）の奨励金を受け取ります。



生ごみ処理機などの購入費を補助します

最近、利用者が増えている「家庭用生ごみ処理機」や「コンポスト（家庭用堆肥化容器）」の購入費を市が補助します。

生ごみ処理機を使うと、家庭でも手軽にごみを減量し、気になる臭いも軽減できます。

また、有機肥料として生まれ変わります。

個人で購入する場合

対象品	補助金額	数	再申請期間
家庭用生ごみ処理機 ※	購入価格の2分の1以内とし、1品目につき2万円を限度	1世帯あたり1基	5年
家庭用堆肥化容器			
家庭用生ごみ処理剤	購入価格の2分の1以内とし、1年度につき1世帯5,000円を限度		

※ ディスポーザ（生ごみを破碎・粉碎する部位または機能）を有するものは除きます。

●集合住宅、事業所で購入する場合は、事前にお問い合わせください

家庭用生ごみ処理機



見本

コンポスト



見本

詳しくは調布市ホームページか減量対策係（電話481-7812）

平成26年度総ごみ量 510トン減少

「総ごみ量」減量！

26年度の調布市の総ごみ量（右表）は60,609トンで、25年度と比較すると510トンの減少となりました。

24年度、25年度と2年連続して増加していましたが、3年ぶりに減少しました。

「家庭系ごみ」も減量！

資源物及び事業系ごみを除いた、家庭から排出される市民1人1日当たりのごみ量（下表）は、約389.7グラムで、25年度より0.5グラム減少しました。



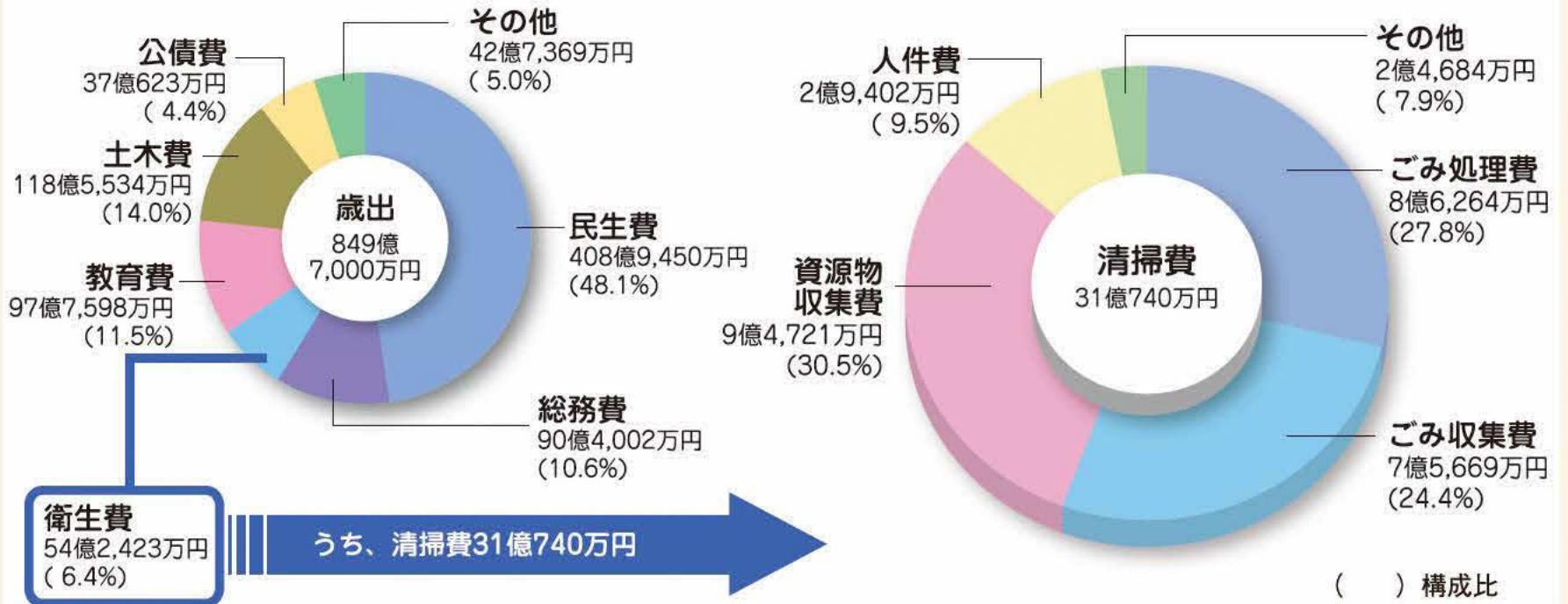
単位：トン



平成27年度清掃費予算

調布市予算

清掃費予算



清掃費の内訳

	平成27年度予算	平成26年度予算	増減	主な増減理由
ごみ処理費	8億6,264万円	7億8,818万円	7,446万円	ふじみ衛生組合、東京たま広域資源循環組合負担金の増など
ごみ収集費	7億5,669万円	7億4,945万円	724万円	臨時収集運搬委託料、指定収集袋作製・販売等委託料の増など
資源物収集費	9億4,721万円	9億4,521万円	200万円	ペットボトル戸別収集運搬委託料の増など
人件費	2億9,402万円	2億9,152万円	250万円	
その他	2億4,684万円	1億2,027万円	1億4,477万円	クリーンセンター移転事業に関する設計委託料の増など
合計	31億740万円	28億7,643万円	2億3,097万円	

※単位未満四捨五入のため数値が一致しない場合があります。

平成25年度リサイクル率 全国5位

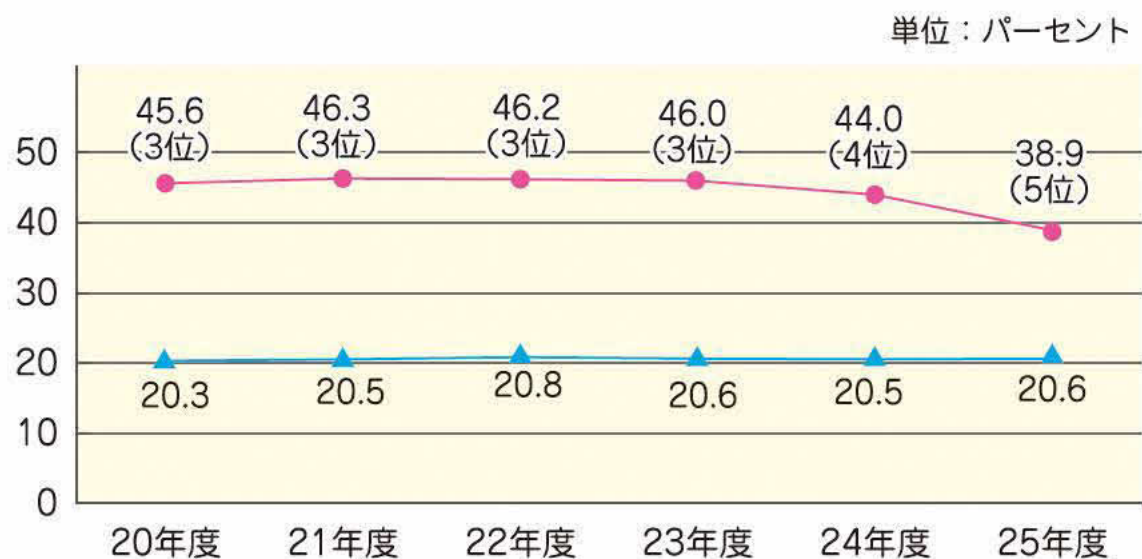
環境省発表の「一般廃棄物処理事業実態調査(平成25年度実績)」によると、調布市のリサイクル率は38.9%で、人口10万人以上50万人未満の全国239市の中で、第5位になりました。

平成25年度は5.1ポイント低下しましたが、平成16年度に調査を開始して以来、市民・事業者の皆さんの高い意識と実践行動で全国トップクラスを維持しています。

今後も、より一層「混ぜればごみ・分ければ資源」を徹底していただき、ごみ減量とリサイクルにご協力ください。

環境省発表 リサイクル率

● 調布市
() 順位
▲ 全国平均



リサイクル館 利再来留館の出張販売を行います

市ではリユース（再利用）を目的に粗大ごみとして収集した家具類を手直して、「利再来留館」（富士見町3丁目2番地1）で展示販売しています。

このたび、調布市立若葉小学校にて出張販売を行います。ぜひ、皆さんお誘い合わせのうえお越しください。

主な展示販売品は、タンス・テーブル・いす・パソコンデスク・メタルラック・チェスト・衣装ケース・カラーボックスなどです。価格は、500円～5,000円程度のもものが中心です。

日時 平成27年8月10日（月） 午前10時～午後3時

場所 調布市立若葉小学校 体育館内

注意 転売目的のご利用はお断りします。購入後の返品、返金はできません。



利再来留館

購入品の運搬を希望する方はお申し出ください。運搬費 1,000円/回（市内のみ）

問い合わせ 業務係（電話481-7686）

出前講座を活用ください

市では生涯学習活動の一環として、市の職員が市民の皆さんのもとに伺い、担当業務について専門的なお話をする出前講座を行っています。

テーマ

- ・ごみの減量とリサイクルを考えよう
- ・事業系一般廃棄物について
- ・ごみの話（子ども向け）

このほかのテーマでもご相談ください。

問い合わせ ごみ対策課（電話481-7812・7686）



ごみ減量アイデア募集

市民のみなさんが実際に取り組んでいるごみ減量のアイデアを募集しています。

「我が家ではこんな工夫をしている」ということを、ぜひ教えてください。調布市ホームページやザ・リサイクルなどで紹介します。

ご応募いただいた方全員に、特製「ごみ減量グッズ」（エコバッグ・水切りネット）をプレゼントします。

ごみ対策課に郵送・Eメール・FAXで応募ください。

例：マイバッグを常に携帯し、レジ袋をもらわない
冷蔵庫の食品の賞味期限をメモし、食材を計画的に使う など

アイデアは、調布市ホームページに掲載しています。ご活用ください。



エコバッグのイラストは調布市名誉市民、水木しげる先生のキャラクター、「目玉おやじ」です。



特製「ごみ減量グッズ」

小中学生ポスター作品募集

～入賞作品は「ごみリサイクルカレンダー」に掲載します～

「これならできるごみ減量とリサイクル」をテーマに、ごみ減量やリサイクルのために自分が心がけていること、またはこれからしようとしていることを描いたポスター作品を募集します。

対象 市内在住・在学の小中学生
内容 作品内にキャッチフレーズを入れてください。用紙は四つ切り画用紙（392×542ミリメートル）を使用。（縦・横書きは自由）

作品裏側に必ず学校名・学年・氏名（ふりがな）を記入。平成27年9月4日（金）まで。

応募方法 市立小中学校の児童・生徒は通学先の学校に提出してください。それ以外の児童・生徒は直接ごみ対策課へ持参するか郵送してください。

募集区分

- ・小学校低学年（1・2年生）の部
- ・小学校中学年（3・4年生）の部
- ・小学校高学年（5・6年生）の部
- ・中学生の部

平成26年度入賞作品



ごみ探検隊参加者募集

ごみの焼却施設や最終処分場を見学して、家庭から出るごみの行方をたどってみませんか？

貸切の大型バスで最終処分場のある日の出町を訪れます。

対象 市内在住・在学の小学生とその保護者（保護者1人に小学生2人まで）

日程 ①8月12日（水） ②8月25日（火）

時間 午前8時20分集合、午後5時30分散会（予定）

行程 調布市役所→クリーンプラザふじみ→自由昼食（日の出町ショッピングモール）→二ツ塚処分場→休憩（日の出町ふれあい農産物直売所）→調布市役所

参加費 無料
（昼食代、集合・解散場所までの交通費は自己負担）

申込み 平成27年7月21日（火）午前8時30分前から電話で受付（土・日曜日を除く）

業務係（電話481-7686）

定員 各回申し込み順45人（定員になり次第終了）

注意 きょうだいでも中学生以上、未就学のお子さんの参加はご遠慮ください。レクリエーション保険には市が加入します。



ザ・リサイクル

発行/調布市環境部ごみ対策課 〒182-0024 調布市布田4-20-2 調布シティビル2階
TEL: 042-481-7812 FAX: 042-481-7814 E-mail: gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

特集

正しくごみを分別するには!! ～有害ごみ編～

「有害ごみ」は適正に処分しないと“害が有る”ごみです。
正しく分別して、正しく出してください。

「有害ごみ」とは?

引火の恐れがあるもの



ライター



カセットボンベ



スプレー缶

水銀を含むもの



蛍光灯



乾電池



体温計



ボタン電池



血圧計

出し方は?

- 1 「有害ごみ」の収集日に。
- 2 「燃やせないごみ」とは別に分ける。
- 3 袋に入れず、カゴやバケツなどに入れる。

- ・蛍光灯は破損防止のため、購入したときの箱に入れて出すこともできます。
- ・カセットボンベ・スプレー缶は中身を使い切って穴を空けずに出してください。
- ・事業所から出る有害ごみは収集できません。

問い合わせ 業務係(電話 481-7686)



注意! カセットコンロは、大きさに関わらず必ず粗大ごみで出してください!
着火装置が付いていて危険です。



きちんと分別しないと?

引火の恐れがあるもの

カセットボンベ・スプレー缶・ライターなどは、ごみ収集車の内部で圧縮・衝撃などにより引火、爆発し人命に関わる大惨事になる可能性があります。ごみ収集車の火災は調布市でも毎年発生していて、今年度(10月末現在)だけでも2件発生しています。

これからの寒い季節は鍋料理など、カセットコンロ・カセットボンベを使用する機会が増えますので特にご注意ください。

水銀を含むもの

水銀は強い有害性があり、現在、世界的な規模で生産、流通、使用、処理などが規制される流れにあります。調布市の燃やせるごみを焼却しているクリーンプラザふじみでは、排ガス中に自主規制値を超える水銀濃度が検出された場合、焼却炉の運転を一時停止し、設備の点検、清掃などを行わなければならない。これまでも水銀の検出により焼却を停止したことがあります。水銀を含むごみが燃やせるごみに混入してしまうと取り除くことは不可能なため、分別の徹底が必要です。

実際の収集車
火災現場



火災の原因は「燃やせるごみ」の中のスプレー缶

ごみ減量アイデア

市民のみなさんから いただきました!

果物や野菜の皮はアイデア次第で有効に使うことができ、エコにもつながります。

緑ヶ丘在住A.Yさんのアイデアを再現



スイカの皮を
酢の物に!

スイカを食べ終わったら、外側の緑色の皮を細く切ります。



塩少々をふり、しんなりしたら洗い、水気を取る。



ポテト、砂糖、オリーブオイルをあえ、煎炒をのせればできあがり!



これは
Good!



残った外側の皮は、ほんの少し、天日に干せば、さらにごみ減量!
土に埋めれば、ごみゼロ!!

ほかにも今ままで捨てていたものを...

- ・ヒーマンのヘタ・種：炒めて炒飯の具にする
- ・アスパラ・ブロッコリー：硬い部分は面割でも皮をむくと、柔らかいので一緒に茹でて食べる
- ・大根・にんじんの皮：炒めてきんぴらにする
- ・キャベツ・白菜の芯：みじん切りにして餃子やメンチの具にする

日常生活での工夫

- ・落ち葉や生ごみは土に埋める
- ・新聞チラシ・街頭でもらったチラシは、メモ紙に使う
- ・着れなくなった服などの古布は雑巾代わりに使う
- ・古い物はこまめに引き、廃らせたりしないように、余計なものを買わない
- ・エコバック（マイバック）を使うのは、あたり前

たくさんアイデアありありがとうございます!引き続きアイデアを募集しています。

調布市制施行 60周年

エコフエスタちようふ ~ごみ減量とリサイクル~

大産生産・大量消費といった経済の発展は私たちの生活を大変便利にしましたが、一方で廃棄物の増加による環境破壊や最終処分場のひっ迫などの問題を発生させました。

限りある資源を有効に活用し、すばらしい地球の環境を守り未来へ繋げるためには、ごみ減量とリサイクルの推進が大切です。ぜひこのイベントに参加し、自分の出すごみについて考え、ごみ減量とリサイクルについて学びましょう。

全員にプレゼントがあるよ!



プログラム

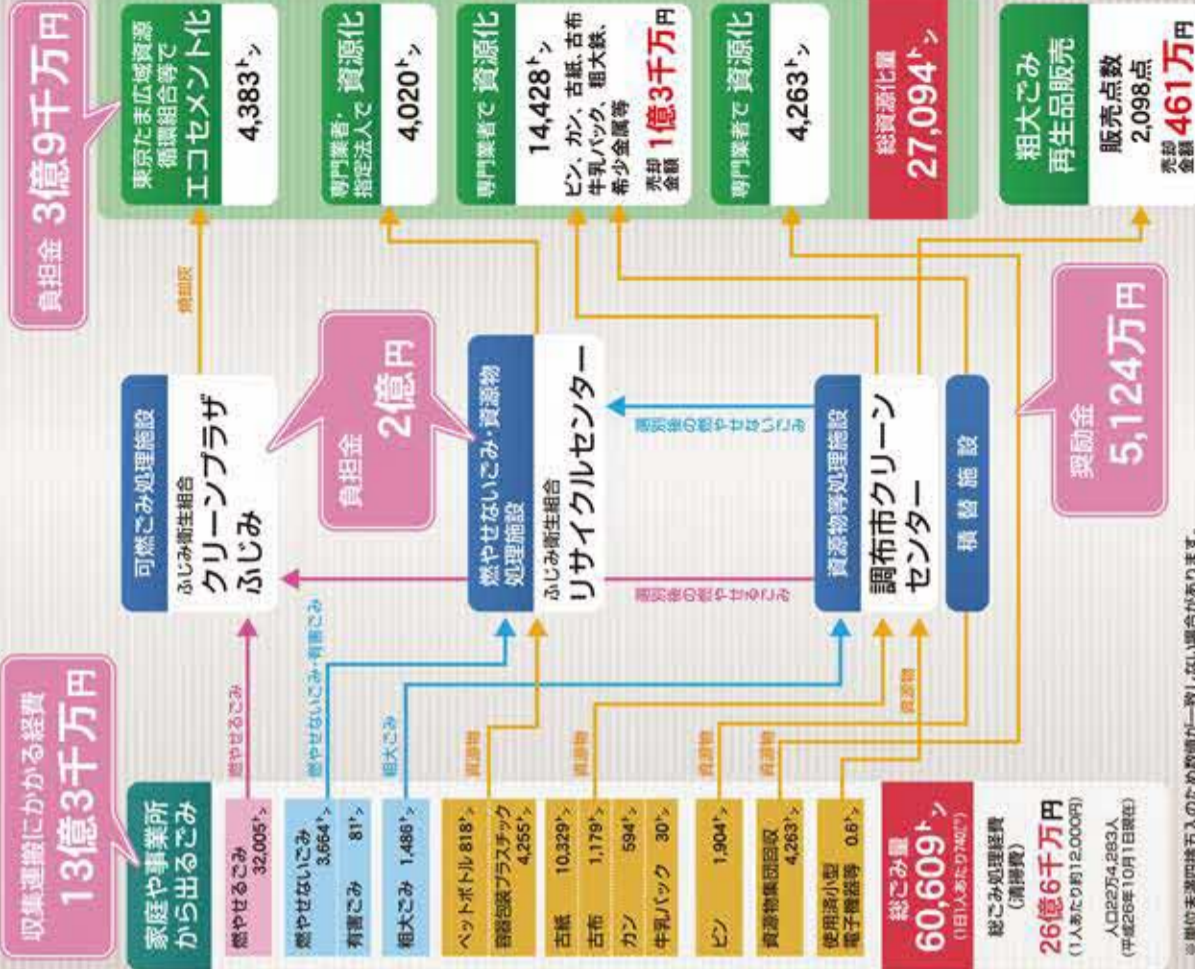
- ★ ごみ減量啓発作品入賞者表彰式
- ★ 展示コーナー
 - ・燃やせるごみに混入した不適合物
 - ・わかりにくいごみの分別
 - ・クリーンプラザふじみの紹介
 - ・古紙のリサイクルについて
- ★ 工作体験コーナー
 - ・牛乳パック工作
 - ・木材工作
 - ・記念バッジ作製
- ★ クイズ大会
- ★ 相大再生家具プレゼント大抽選会

入場無料

日時 11月29日(日)
午後2時から4時まで(午後1時30分開場)

会場 文化会館たづくり12階大会議場

平成26年度 調布市のごみ処理の流れ



※単位未満四捨五入のため数値が一覧しない場合があります。
 ※はごみ処理にかかる生年経費です。

使用済小型家電等 拠点回収

平成26年9月から使用済小型家電等の拠点回収を市役所2階ごみ対策課窓口、神代出張所、クリーンセンターの3箇所に回収ボックスを設置して試行実施しています。貴重な有価金属の再資源化のため、引き続き回収にご協力をお願いします。回収品目など詳しくは、ごみリサイクルセンター16ページをご覧ください。

平成26年度回収量	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
回収量	95	90	66	18	100	50	130	550

※単位未満四捨五入のため数値が一覧しない場合があります。

資源物持去り対策

平成27年4月から古紙などの資源物を無断で持去る行為は条例で禁止されています。このような行為を見かけた方は、場所、時間、車のナンバーや特徴を業務係(電話481-7686)へご連絡ください。
 直接声をかけたり写真や動画を撮影することは、トラブルになる可能性がありますので避けてください。



STOP持去り!
調布市

集団回収など市の許可を受けた収集車両は「STOP持去り」のステッカーを貼っています。

年末年始のごみ収集について

~相大ごみの処分には予約が必要です~

ごみ収集
 年末年始のごみ収集は一部変則的な日程になります。ごみリサイクルセンターで確認のうえ出してください。

相大ごみ
 年末年始は相大ごみの収集・持込みの申込みが集中し、大変混雑します。年内に処分をご希望の方は早めにお申込みください。収集をご希望の方は、相大ごみ受付センター
 電話:03-5296-7600
 持込みをご希望の方は、業務係
 電話:481-7686
 詳しくはごみリサイクルセンター15ページをご覧ください。



ポスター作品 入賞者決定

「これならできる ごみ減量とリサイクル」

「これならできるごみ減量とリサイクル」をテーマに、ごみ減量やリサイクルのために自分が心がけている（またはこれから取り組もうとしている）ことについて、市内在住・在学の小中学生のみなさんからポスター作品を募集しました。

この作品募集は、小中学生のみなさんにごみ問題に関心を持っていただくとともに、広く市民のみなさんにも普段の生活の中でごみ減量を身近な問題として考えていただくことを目的としています。

低学年の部 上ノ原小学校 2年生		深大寺小学校 2年生		多摩川小学校 1年生	
中学年の部 滝坂小学校 4年生		布田小学校 3年生		北ノ台小学校 4年生	
高学年の部 調和小学校 5年生		第一小学校 6年生		八雲台小学校 6年生	
中学生の部 第六中学校 3年生		第三中学校 3年生		調布中学校 2年生	

平成27年度は、合計で276点の応募をいただきました。応募された作品の中から、調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会委員の審査と全応募作品の展示会の来場者投票により、小学校低学年（1・2年生）・小学校中学年（3・4年生）・小学校高学年（5・6年生）・中学生の各部から入賞作品が選出されました。

入賞作品は平成28年度版ごみリサイクルカレンダーなどに掲載する予定です。

第3回

ふじみまつり 11月22日(日) 開催

調布市と三鷹市のごみや資源物を処理しているふじみ衛生組合では、今年も「ふじみまつり」を開催します。施設見学やリサイクル品の販売、エコワークショップ、スタンプラリーや模擬店など、さまざまな催しをお楽しみいただけます。ごみ処理施設を身近に感じ、環境問題への理解を深める絶好の機会ですので、ぜひみなさんで遊びに来てください。

日時 11月22日(日) 午前10時から午後2時30分まで(荒天時中止)

会場 ふじみ衛生組合(深大寺東町7-50-30)

問い合わせ ふじみ衛生組合(電話 490-5374)



ザ・リサイクル

平成28年
3月20日 発行
第71号
バックナンバーは市のホームページからご覧いただけます。
(トップページ→暮らし・手続き→ごみ・リサイクル→ごみカレンダー→ザ・リサイクル)

発行／調布市環境部ごみ対策課 〒182-0024 調布市布田4-20-2 調布シティビル2階
TEL: 042-481-7812 FAX: 042-481-7814 E-mail: gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

特集

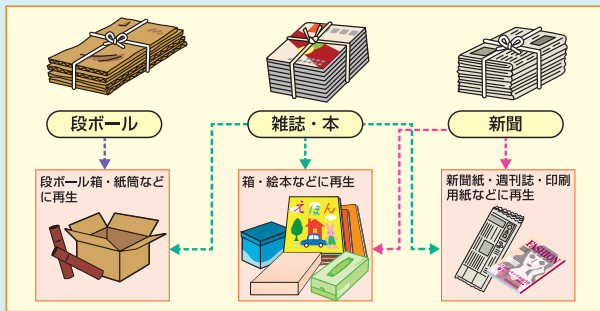
正しくごみを分別するには！！ ～資源物「古紙・古布」編～

古紙・古布は大切な資源です。正しく分別して出しましょう。

古紙

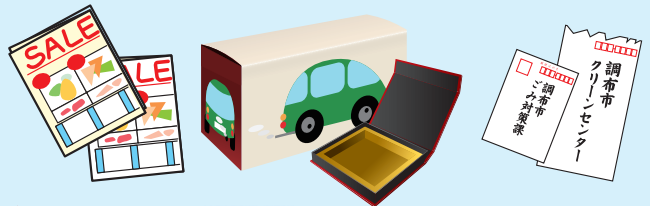
資源物として出せるもの

- 段ボール ●雑誌・本 ●新聞
- 古紙は種類によって、異なる紙に再生します。



ざつがみ ●雑紙

チラシ、包装紙、空き箱、はがき、封筒、紙袋など
※雑紙とは、段ボール、雑誌・本、新聞以外の家庭で不要となった古紙で、名刺サイズ以上の大きさの紙全般です。



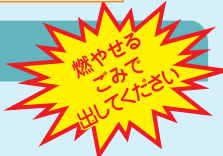
資源物として出せないもの

リサイクルできない主な紙製品

- ・名刺より小さいサイズの紙
- ・防水など特殊加工した紙(紙コップ・アイスクリームの紙容器など)
- ・汚れや臭いのついた紙
(使ったティッシュ・洗濯洗剤の箱など)
- ・シュレッダーにかけた紙
- ・感熱紙(レシートなど)



防水加工した紙(紙コップ・紙皿) 汚れのついた紙(ピザの箱)



出す時の注意点

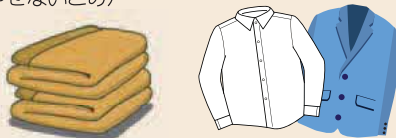
- ・段ボールと新聞は一緒にしないで、別々に出してください。
- ・雑紙はたたくで紙袋に入れるか、チラシなどの間にはさんでください。
- ・ティッシュの箱はビニール部分を取り除いてください。
- ・ビニール袋には入れないでください。
- ・雨の日も収集します。



古布

資源物として出せるもの

- ・古着(ボタンやファスナーなどは付いたままで構いません)
- ・カーテン(金具は燃やせないごみ)
- ・シーツ
- ・毛布
- ・タオルケット



資源物として出せないもの

- ・電気毛布→粗大ごみ
- ・まくら、座布団→燃やせるごみ
- ・玄関・台所・お風呂用マット→燃やせるごみ
- ・ぬいぐるみ→燃やせないごみ(40cm以上は粗大ごみ)



出す時の注意点

- ・透明または半透明の袋に入れて出してください。
- ・衣類は濡れるとカビが発生しリサイクルできないので、雨の日は出さないでください。



お詫び

平成28年度版調布市ごみリサイクルカレンダーの10ページ、指定収集袋・特定廃棄物処理券取扱店一覧において、小島町「青木商店」の掲載が漏れていました。お詫びして訂正いたします。

もったいない…！ 食べられるのに捨てられる「食品ロス」を減らそう

日本は先進国の中でも食料自給率が低く、多くの食料を輸入に頼っています。しかし、本来食べられるのに捨てられている「食品ロス」が多く発生しています。食品ロスは私たちの生活の中でちょっとした工夫で防ぐことができます。

家庭編

「食べ残し 皮のむきざき 鮮度落ち」
～食品ロスの原因～
「必要な量だけ購入して「食べ切る」ことが削減のポイントです」

買い物

事前に冷蔵庫内などをチェック

- ・メモ書きや携帯電話・スマートフォンで撮影した画像が有効

必要な食材をごまめにゲット

- ・食品ロスが多いのは野菜などの生鮮食品
- ・必要以上に買った場合は、冷凍保存も活用する

お腹が空いている時に 買い物に行かない

- ・余計な物を買ってしまうかも？

調理

残っている食材から使う

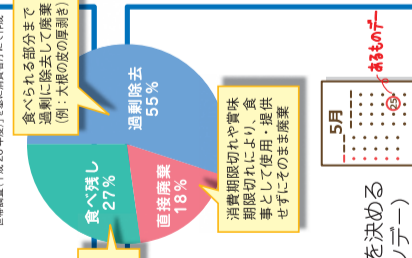
- ・「いつか食べる」食品は食品ロス予備軍
- ・野菜や果物の皮は厚むきしない
- ・生ごみは減って、栄養は増える

食材を上手に食べ切る

- ・定期的に冷蔵庫や収納庫を整理する日を決める
(例：毎月●日はあるものでチャージデー)



家庭における食品ロスの内訳
出典：農林水産省食品ロス統計調査・
環境調査(平成26年度)「食品ロス削減に向けた取組」



宴会編

宴会の食べ残し量はランチ・定食の5倍！
(平成21年度農林水産省「食品ロス統計調査」より)
食べ残しを減らすための
「食べ切りミッション」を始めよう

ミッション① 宴会前

参加者の好みや食べ切れる量をチェック

- ・店やメニュー選びに活用する
- ・食べ切れる量のメニューをチョイス
- ・ハーフサイズ、少量コースなど、料理の量を選ぶ

ミッション② 宴会中

コース料理提供時の例：キーフードは30・10

味わいタイム

- ・乾杯後30分間は料理を楽しむ
- ・料理はできたてを味わう

楽しみタイム

- ・全員で親睦を深める
- ・料理のことも忘れない

食べ切りタイム

- ・お開き前の10分間はもう一度料理を楽しむ
- ・幹事は「食べ切り」を呼びかける
- ・大皿料理の残りは小分けにして食べやすくする

ミッション③ お開き時

おいしい料理とお店に感謝した後、 食べ切った仲間とハイタッチ

ミッション完了！

消費者庁では、食品ロスの削減に向けた情報発信を強化するため、「食べもののムダをなくそうプロジェクト」ページを開設しています。

食品ロス削減に取り組む地方公共団体や民間団体なども紹介
→ http://www.caa.go.jp/adjustments/index_9.html

食べきれなかった場合は、他の料理に作り替えるなど、献立や調理方法を工夫しましょう。

日本最大の料理レシピ投稿・検索サイト
→ <http://cookpad.com/kitchen/10421939>

世界では、約9人に1人が栄養不足です [FAO(世界食糧機構)の報告書(平成25年)] ※農林水産省及び環境省「平成24年度推計」

国内で年間2,801万トン※の食品廃棄物等が発生し、このうち食品ロスは642万トン※と試算されます

ご存知ですか!? ペットボトルが身近な商品に生まれ変わっています!

1 このマークが目印

ペットボトル
認識表示マーク



キャップ
容器包装
プラスチック
で出す

2 出し方

軽くゆすいで袋には入れず、かごやバケツに入れて出す。
ラベルは剥さなくて構いません。できただけつぶして出す。

3 収集

4 加工

商品に生まれ変わるため、小片状の「フレーク」や粒状の「ペレット」になります。



※フレーク
8mm角の小片状に粉砕
作業服、卵ハックなどの
成型品の原料に使用

※ペレット
フレークを溶かして小
さな粒状に加工
主に繊維業材に使用

5 再生商品

ピッカリ!
こんな商品に
生まれ変わります



ボールペンなどの文具類



作業服などの衣類



卵ハックなどの成形品

このほかにも

- ・カーペットや毛布などの寝具、インテリア
- ・テントやネットなどの土木、建築資材、
- ・もちろん、もう一度ペットボトルにも生まれ変わります。

この「フレーク」と「ペレット」が…

エコエスタチャうふ ～ごみ減量とリサイクル～ を開催しました

平成27年11月29日(日) 文化会館たつくり12階大会議場
「これならできごみ減量とリサイクル」啓発ポスター作品展入賞者の表彰式、牛乳パックやせん定校を材料に使った工作体験を行いました。

クイズ大会や粗大再生家具プロジェクト大抽選会など、お楽しみが盛りだくさんのプログラムで、多くのみなさんにご来場いただき、盛り上がりまりました!



三多摩は一つなり 交流事業を実施しました

平成27年11月28日(土)、調布市のごみの最終処分を受け入れていただいている日の出町の方々(40人)が、二ツ塚処分場とクリンプラザがふじみを見学し、最後に調布市民(36人)と一緒に深大寺本堂において「ミニコンサート」を鑑賞しました。

ミニコンサートは桐朋学園短期大学出身のギターDUO「いちむじん」が演奏を披露、アンコールが何度も起こるほど楽しんでいただきました。
この事業は、最終処分場のある日の出町との相互理解を深めることを目的に、平成11年から行っており今年も実施予定です。ぜひご参加ください!



日の出町のみなさん
ありがとうございました!

八雲台小学校・石原小学校・飛田給小学校に 感謝状を贈呈しました

平成27年度「これならできごみ減量とリサイクル」啓発ポスター作品展に多数の応募をいただいた八雲台小学校・石原小学校・飛田給小学校に対し、感謝状を贈呈しました。

授業の一環として熱心に取り組んでいただき、子どもたちもごみ問題が身近なことだと関心を持つよい機会になったと思います。



調布市制施行66周年

わが町の

ごみ減量・リサイクル協力店

コープみらいコープ柴崎店

市では、ペットボトルやトレイなどの店頭回収やマイバッグの持参運動、環境にやさしい商品を販売するなど、積極的にごみ減量とリサイクル活動にご協力いただいているお店をごみ減量・リサイクル協力店として認定しています。

今回は、柴崎にある生活協同組合コープみらいコープ柴崎店店長の山口さんにお話を伺いました。



山口店長

コープみらいでは、店舗で発生する廃棄物の抑制とリサイクルを進めるとともに、組合員（お客様）にご協力いただいて資源物の回収、リサイクルを推進しています。分別や「洗う・開く・つぶす」などの品目ごとのお願いにご理解いただき、リサイクルしやすい資源物回収が実現しています。

「循環型社会」「低炭素社会」「自然共生社会」の3つの柱で実現する「持続可能な社会」をめざし、コープみらいはさまざまな環境保全活動を推進しています。

取材時最新の平成27年11月分の回収量は、ペットボトル607kg、食品トレイ212kg、牛乳パック456kg、たまごパック99kg、アルミ缶170kgとのことでした。引き続き、ご協力よろしくお願いいたします。



コープみらいコープ柴崎店



リサイクルボックス

生ごみ堆肥化モデル事業 ～生ごみを利用した堆肥づくり～

平成25年7月から、ごみ減量の一環として市民団体との協働で、生ごみを堆肥にして、これを使って花や野菜の栽培に取り組んでいます。生ごみは燃やせるごみの約半分を占めています。生ごみを堆肥にして、資源として有効利用することで、ごみの発生抑制、減量につながります。あわせて、野菜などを育て、収穫するという楽しみも加わります。



深さ30～40cmの穴を掘り、生ごみを入れ、虫やネズミなどが寄り付かないように、また臭いが漏れないように土や枯草でしっかり覆い堆肥にする



苗を植え、無農薬の元気な収穫物
いちご・スイカ・ジャガイモ・たまねぎ・なす・トマトなど

家庭の生ごみだけではなく、学校給食残渣や枝木のチップも堆肥にしています。

堆肥化量	（単位 kg）				
	年度	生ごみ	給食残渣	せん定枝チップ	合計
	25(8月～)	461	156		617
	26	825	356	26	1,207
	27(～12月)	622	803	61	1,486
	合計	1,908	1,315	87	3,310

平成27年12月現在で約3.3tのごみを減量したことになります

このモデル事業を実施している市民団体が、子育て中の保護者を対象に、「足元から考える環境問題」をテーマに講演会を行っています。



講演会の様子



生ごみ堆肥化講習会の様子

市では、生ごみ堆肥化講習会の開催や生ごみ処理機等購入費の補助を行っています。

みなさんもぜひご活用いただき、循環型社会の形成に向けて、より一層取り組みましょう。

●問い合わせ
減量対策係（電話481-7812）



ご家庭で
堆肥化する
時の注意

土に埋める前は…

水切りをしっかりとる
生ごみは虫がわかないように、日陰で密閉バケツに入れておく
10日以内に埋める

土に埋めたあとは…

犬や鳥に荒らされないように、枯草や石を使ってしっかり覆う

5 例規集

- (1) 調布市廃棄物の処理及び再利用の
促進に関する条例
- (2) 調布市廃棄物の処理及び再利用の
促進に関する規則

(1) 調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

(平成5年9月24日条例第24号)

目次

前文

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 市長の責務（第3条—第7条）

第3節 市民の責務（第8条）

第4節 事業者の責務（第9条）

第2章 再利用等による廃棄物の減量

第1節 市長の減量義務等（第10条—第13条）

第2節 市民の減量義務等（第14条・第15条）

第3節 事業者の減量義務等（第16条—第26条）

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 通則（第27条・第28条）

第2節 適正処理困難物の抑制（第29条—第31条）

第3節 一般廃棄物の処理（第32条—第46条）

第4節 産業廃棄物の処理（第47条—第49条）

第5節 廃棄物処理手数料（第50条—第53条の2）

第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

第1節 一般廃棄物処理業（第54条—第60条）

第2節 浄化槽清掃業（第61条—第67条）

第5章 地域環境の清潔保持（第68条—第71条）

第6章 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会並びに調布市廃棄物減量及び再利用促進員

第1節 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会（第72条—第79条の2）

第2節 調布市廃棄物減量及び再利用促進員（第80条—第83条）

第7章 雑則（第84条—第88条）

第8章 罰則（第89条—第91条）

附則

人間の活動に伴って排出される廃棄物については、単に、その処分をどうするか、といったことにとどまらず、生産のために行われた熱帯林の伐採等による環境破壊に見られるように、今や、その問題は、社会経済システムの在り方にまで及んでいる。

私たちは、このような状況を生み出した消費型社会を反省し、早急に資源循環型システムを構築するとともに一人一人が、この美しい地球を守るために何をなすべきかを認識しなければならない。

このことから、市民、事業者及び行政の三者は、それぞれ自覚と責任を持ち、また、相互に協力しながら次代の人たちのための生活環境を保全し、引き渡すため、廃棄物の抑制、再利用及び資源化の促進を図ることが必要である。

調布市は、全ての生命との共生を図りながら、市民や事業者の参加協力の下に、資源循環型まちづくりを目指し、これに全力を尽くすものである。

このような認識の下に、この条例を制定する。

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境の清潔を保持することにより資源循環型まちづくりを推進し、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物を除いた廃棄物をいう。

- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物 再利用を目的として市長が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう。

第2節 市長の責務

(廃棄物の発生抑制等)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市長は、廃棄物の処理についての事業の実施に当たっては、処理施設の整備、作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。
- 3 市長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理についての市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。
- 4 市長は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進について、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用を促進するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(公開等)

第5条 市長は、廃棄物の減量、処理及び処理施設についての施策並びに処理施設の運営の状況を市民に明らかにしなければならない。

- 2 市長は、製品の再利用の容易性及び適正処理の困難性についての調査を市民から求められたときは、調査し、回答するよう努めなければならない。

(市民参加)

第6条 市長は、廃棄物の減量、処理及び再利用について、市民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(他の地方公共団体等との協力等)

第7条 市長は、廃棄物の減量、処理及び再利用についての事業の実施に当たって、必要があると認めるときは、他の地方公共団体若しくは、他の執行機関と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

第3節 市民の責務

第8条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用及び不用品の活用を行うことにより再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進について、市の施策に協力しなければならない。

第4節 事業者の責務

第9条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量、適正な処理及び再利用の促進について、市の施策に協力しなければならない。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

第1節 市長の減量義務等

(再利用等による減量)

第10条 市長は、資源物の収集、廃棄物の処理施設での資源の回収を行うとともに物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用による廃棄物の減量に努めなければならない。

(再利用についての計画)

第11条 市長は、再利用による廃棄物の減量を促進するため、再利用についての計画を定めるものとする。

(施設の利用)

第12条 市長は、再利用についての市民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲内において、市長の管理する施設等を市民の利用に供することができる。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第13条 市長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

第2節 市民の減量義務等

(自主的行動)

第14条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第15条 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第3節 事業者の減量義務等

(事業系廃棄物の減量義務)

第16条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講じ、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

(廃棄物の発生抑制等)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(再利用の容易性の自己評価等)

第18条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第19条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第20条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理についての業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用についての計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量について、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第21条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかに違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第22条 市長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第23条 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第21条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

(事業用小規模建築物の所有者等の義務)

第24条 事業用の小規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用小規模建築物」という。)の所有者等は、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用小規模建築物を建設しようとする者は、当該建築物又は敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(住居用大規模建築物等の所有者等の義務)

第25条 住居用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「住居用大規模建築物」という。)の所有者等は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、住居用の小規模建築物で規則で定めるもの(以下「住居用小規模建築物」という。)について準用する。

(準用)

第26条 第20条第2項から第5項までの規定は事業用小規模建築物について、同条第5項及び第6項の規定は住居用大規模建築物について、同条第5項の規定は住居用小規模建築物について準用する。

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 通則

(家庭廃棄物の処理)

第27条 市長は、自らの責任で家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第28条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理(以下「中間処理」という。)を行うことにより、その減量を図らなければならない。

第2節 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第29条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第30条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り等の回収義務)

第31条 市長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

3 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

第3節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第32条 市長は、法第6条の規定により、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。

2 市長は、一般廃棄物処理計画に変更があったときは、その都度告示するものとする。

(処理)

第33条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

(計画遵守義務等)

第34条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章及び第85条において「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、一般廃棄物処理計

画で定める所定の場所（以下「所定の場所」という。）に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

- 2 占有者は、家庭廃棄物を収納する袋等について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかななければならない。

（家庭廃棄物、事業系一般廃棄物等の排出方法）

第34条の2 占有者は、市長が収集、運搬及び処分を行う家庭廃棄物（動物の死体、し尿、粗大ごみ、資源物及び一般廃棄物処理計画で定める有害な廃棄物（以下「有害ごみ」という。）を除く。）を排出するときは、市長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。

- 2 事業者は、市長が収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物（動物の死体、し尿及び資源物を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出するときは、指定収集袋を使用しなければならない。

- 3 前2項の規定により難いと市長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、占有者及び事業者は、市長の指示に従わなければならない。

（動物の死体の排出方法）

第34条の3 第36条（第46条において準用する場合を含む。）の規定による届出をした占有者又は事業者が市長の指示に従い、動物の死体を排出するときは、動物の死体の引取りの際に市長が指定する処理券（以下「特定廃棄物処理券」という。）を市長に提出しなければならない。

（し尿の排出方法）

第34条の4 占有者又は事業者は、し尿を排出するときは、し尿の引取りの際に特定廃棄物処理券を市長に提出しなければならない。

（粗大ごみの排出方法）

第34条の5 占有者は、粗大ごみを排出するときは、特定廃棄物処理券を添付しなければならない。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、市長の指示に従わなければならない。

（資源物の排出方法）

第34条の6 占有者又は事業者は、資源物を排出するときは、規則で定めるところにより、排出しなければならない。

（有害ごみの排出方法）

第34条の7 占有者は、有害ごみを排出するときは、規則で定めるところにより、排出しなければならない。

（収集又は運搬の禁止等）

第34条の8 市長及び市長が指定する者以外の者は、所定の場所に置かれた廃棄物のうち、規則で定める資源物を収集し、又は運搬してはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

- 3 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 第22条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（調布市行政手続条例の適用除外）

第34条の9 前条第2項の規定による命令については、調布市行政手続条例（平成7年調布市条例第33号）第3章の規定は、適用しない。

（排出禁止物）

第35条 占有者は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる家庭廃棄物（有害ごみを除く。）を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

- 2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（動物の死体の排出に係る届出等）

第36条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく、市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（改善勧告）

第37条 市長は、占有者が第34条から第34条の7までの規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（収集拒否）

第38条 市長は、占有者が前条に規定する勧告があった後において、なお、当該勧告に係る措置をとらなかつ

たときは、当該家庭廃棄物の収集を拒否することができる。

(事業者の処理)

第39条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第33条第3項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第40条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項に規定する保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第1項に規定する保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第41条 市長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2 市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を規則で定める基準に従い、分別して排出するよう命ずることができる。

(事業者に対する運搬等の命令)

第42条 市長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

(一般廃棄物管理票)

第43条 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して市長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項に規定する一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

3 前項に規定する受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項に規定する一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。

4 市長は、事業者が第1項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないとき、又は受託者が前項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないときは、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第44条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項に規定する事業者が同項に定める受入基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(改善命令等)

第45条 市長は、事業者が第39条又は第40条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(準用)

第46条 第33条第1項、第34条及び第35条から第38条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

第4節 産業廃棄物の処理

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第47条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

(処理命令)

第48条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

(準用)

第49条 第33条、第34条、第37条、第40条、第41条及び第45条(第39条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。)の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

第5節 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第50条 市長は、家庭廃棄物(動物の死体、し尿及び粗大ごみを除く。別表において同じ。)又は事業系一般廃棄物等(事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物をいう。別表において同じ。)を処理したときは、占有者又は事業者から別表に定める廃棄物処理手数料を徴収する。

- 2 市長は、自転車その他の粗大ごみを排出する占有者から別表に定める廃棄物処理手数料を徴収する。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる廃棄物で、市長が資源物の収集を目的として設けた収集日に排出され、かつ、市長が再利用することを適当と認めた廃棄物については、当該廃棄物を排出した占有者又は事業者から廃棄物処理手数料は、徴収しないものとする。
 - (1) 古紙
 - (2) 布
 - (3) 空き瓶
 - (4) 空き缶
 - (5) ペットボトル（飲料等を充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器をいう。）
 - (6) 容器包装プラスチック（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第1項に規定する容器包装でプラスチック製のもの（事業系廃棄物を除く。）をいう。）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が再利用することを適当と認めた廃棄物
- 4 市長は、有害ごみ（事業系廃棄物を除く。）を排出した占有者から、廃棄物処理手数料を徴収しないものとする。
- 5 市長は、第1項及び第2項に規定する廃棄物処理手数料（第34条の2第1項又は第2項の規定により排出する廃棄物に係るものを除く。）について、その廃棄物の重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないと認めるときは、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。
（指定収集袋の交付）

第50条の2 市長は、前条第1項に規定する廃棄物処理手数料（第34条の2第1項又は第2項の規定により排出する廃棄物に係るものに限る。以下この項において同じ。）をあらかじめ納付した者又は第53条の規定により当該廃棄物処理手数料を減額し、若しくは免除した者に、指定収集袋を交付する。

- 2 指定収集袋について必要な事項は、規則で定める。
（動物死体処理手数料）

第51条 市長は、第36条（第46条において準用する場合を含む。）の規定による届出に従い動物の死体を排出する占有者又は事業者から別表に定める動物死体処理手数料を徴収する。
（し尿処理手数料）

第52条 市長は、便所からし尿を排出する占有者又は事業者から別表に定めるし尿処理手数料を徴収する。
（特定廃棄物処理券の交付）

第52条の2 市長は、第50条第2項に規定する廃棄物処理手数料、第51条に規定する動物死体処理手数料若しくは前条に規定するし尿処理手数料をあらかじめ納付した者又は次条の規定によりこれらの手数料を減額し、若しくは免除した者に、特定廃棄物処理券を交付する。

- 2 特定廃棄物処理券について必要な事項は、規則で定める。
（手数料の減額又は免除）

第53条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第50条に規定する廃棄物処理手数料、第51条に規定する動物死体処理手数料及び第52条に規定するし尿処理手数料を減額し、又は免除することができる。
（手数料の不還付）

第53条の2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

第1節 一般廃棄物処理業

（業の許可）

第54条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

- 2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。
- 3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。
 - (1) 市長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。
 - (2) その申請の内容が、一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
 - (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして規則で定める基準に適合するものであること。
 - (4) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が次のいずれにも該当しない

こと。

ア 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当する者

イ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

4 第1項又は第2項の許可は、1年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第1項又は第2項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

6 市長は、第1項又は第2項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(業の変更の許可)

第55条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は同条第2項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第3項及び第5項の規定は、前項に定める許可について準用する。

(処理基準)

第56条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第33条第3項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

第57条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。

(2) 許可証を譲渡し、又は貸与しないこと。

(3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

(業の取消し及び停止命令)

第58条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第54条第3項第3号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(3) 第54条第3項第4号アからウまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第54条第5項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可証の再交付)

第59条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可手数料)

第60条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 1万円

(2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 1万円

(3) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 6,000円

(4) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 6,000円

(5) 許可証の再交付を受けようとする者 6,000円

第2節 浄化槽清掃業

(業の許可)

第61条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により、浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力が規則で定める基準に適合するものであること。

(2) 申請者が浄化槽法第36条第2号イからヌまでのいずれかに該当しないこと。

3 市長は、許可又は不許可の処分をした場合には、直ちに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

4 市長は、許可の処分をしたときは、許可証を交付する。

(変更の届出)

第62条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、申請内容に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(指示、業の取消し等)

第63条 市長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第61条第2項第1号に定める基準に適合しなくなったとき、又は浄化槽清掃業者が浄化槽法第41条第2項各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(許可証の譲渡等の禁止)

第64条 浄化槽清掃業者は、許可証を譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の再交付)

第65条 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可証の掲示)

第66条 浄化槽清掃業者は、許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(許可手数料)

第67条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1万円
- (2) 許可証の再交付を受けようとする者 6,000円

第5章 地域環境の清潔保持

(地域の生活環境)

第68条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びこれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第69条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

2 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに、当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、瓦れき、廃材等(以下「土砂等」という。)を生じさせる者は、土砂等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第70条 前条第1項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆便所及び公衆用ごみ容器を設ける等その清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第71条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

第6章 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会並びに調布市廃棄物減量及び再利用促進員

第1節 調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会

(設置)

第72条 市長は、法第5条の7第1項の規定により、調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第73条 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について審議し、及び市長に建議することができる。

(組織)

第74条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 市民 4人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 市内で事業を営む者 4人以内
- (4) 廃棄物の減量又は再利用を推進する団体で、市内に所在するものが推薦する者 4人以内

(5) 市職員 1人

(委員の任期)

第75条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第76条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第77条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第78条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第79条 会長は、審議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第79条の2 特定の事項を調査検討させるため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会の運営については、第77条及び第79条の規定を準用する。この場合において、第77条及び第79条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

第2節 調布市廃棄物減量及び再利用促進員

(設置)

第80条 市長は、法第5条の8第1項の規定により、調布市廃棄物減量及び再利用促進員（以下「促進員」という。）を置く。

(所掌事項)

第81条 促進員は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進のための市の施策への協力その他の活動を行う。

(委嘱及び定数)

第82条 促進員は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 促進員の定数は、規則で定める。

(任期)

第83条 促進員の任期は、2年とし、補欠の促進員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 雑則

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第84条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物から排出される廃棄物を適正に保管するため、当該建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 市長は、第1項に規定する保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第1項に規定する大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、第1項に規定する保管場所等を設置するよう努めなければならない。

5 第1項に規定する大規模建築物の占有者は、その建築物から排出される廃棄物を同項に規定する保管場所等に集めなければならない。

(準用)

第84条の2 前条第1項前段、第2項、第4項及び第5項の規定は、規則で定める小規模建築物について準用する。

(報告の徴収)

第85条 市長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第86条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(清掃指導員)

第87条 市長は、前条第1項に規定する立入検査並びに廃棄物の減量及び処理についての指導の職務を担当させるため、清掃指導員を置く。

(委任)

第88条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第89条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第31条第4項の規定による命令に違反した者
- (2) 第34条の8第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 第41条(第49条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (4) 第45条(第49条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- (5) 第84条第3項の規定による命令に違反した者

第90条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第57条の規定に違反した者
- (2) 第64条の規定に違反した者
- (3) 第84条第1項の規定による届出をしなかった者

(両罰規定)

第91条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務について、前2条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を受けている者は、この条例の施行の日において第54条第1項若しくは第2項又は第61条第1項の規定により許可された者とみなす。

3 この条例の施行の際、現に提出されている一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請は、この条例の施行の日において第54条第1項若しくは第2項又は第61条第1項の規定によりなされた許可の申請とみなす。

4 この条例の施行の際、現に提出されている一般廃棄物処理業の変更許可申請は、この条例の施行の日において第55条第1項の規定によりなされた変更許可の申請とみなす。

5 この条例の施行の際、現に提出されている浄化槽清掃業の変更の届出は、この条例の施行の日において第62条の規定によりなされた変更の届出とみなす。

6 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行前にこの条例による改正前の調布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

7 この条例の施行の際、この条例による改正前の条例の規定に基づき処理した廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年3月24日条例第13号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月22日条例第22号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成6年9月規則第27号で、同6年10月1日から施行)

附 則 (平成8年3月26日条例第1号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年12月19日条例第40号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定により、既に行った収集、運搬及び処分並びに処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月22日条例第34号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の収集、運搬及び処分に係るものから適用し、施行日前の収集、運搬及び処分に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年9月24日条例第27号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定、第50条第6項の改正規定、第54条第3項の改正規定、第61条第2項の改正規定、第63条第2項の改正規定、第72条の改正規定、第80条の改正規定、第89条の改正規定及び第90条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第50条第1項及び第2項並びに別表の規定は、平成16年4月1日以後に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料について適用する。

附 則（平成18年3月23日条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第54条の改正規定、第72条の改正規定及び第80条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月21日条例第43号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の処理に係るものについて適用し、施行日前の処理に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月18日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市長が収集し、又は占有者及び事業者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料について適用する。
- 3 この条例による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表に定める廃棄物処理手数料を納付し、指定収集袋の交付を受けた者が当該交付を受けた指定収集袋（以下「交付済収集袋」という。）を使用して施行日以後事業系一般廃棄物等を排出しようとするときは、当該交付済収集袋に相当する改正後の条例別表に定める指定収集袋の交付の際に納付する手数料の額と当該交付済収集袋の交付の際に納付した手数料の額との差額を規則で定める方法により納付等して排出しなければならない。

附 則（平成24年9月25日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後に市長が収集する廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に市長が収集した廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づく粗大ごみ処理券は、改正後の条例に基づく特定廃棄物処理券とみなす。
- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成26年12月16日条例第38号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第50条，第51条及び第52条関係）

手数料の種類	区分		手数料
廃棄物処理手数料	第50条第1項の規定によるもの	第34条の2第1項の規定による家庭廃棄物	指定収集袋（S袋）1袋につき 8円40銭
			指定収集袋（M袋）1袋につき 27円30銭
		第34条の2第2項の規定による事業系一般廃棄物等	指定収集袋（L袋）1袋につき 55円60銭
			指定収集袋（LL袋）1袋につき 84円
第50条第2項の規定による粗大ごみ		指定収集袋（S袋） 1袋につき 50円	
		指定収集袋（M袋） 1袋につき 125円	
		指定収集袋（L袋） 1袋につき 285円	
	第50条第2項の規定による粗大ごみ		1キログラムにつき31円50銭を上限とし，品目別に規則で定める額
動物死体処理手数料	第51条の規定によるもの		1体につき 3,150円
し尿処理手数料	第52条の規定によるもの	便所（仮設便所を除く。）の場合	1便槽のくみ取り1回につき 1,575円
		仮設便所の場合	1便槽のくみ取り1回につき 7,560円

(2) 調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則

(平成6年3月22日規則第4号)

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 再利用等による廃棄物の減量（第4条—第15条）
- 第3章 廃棄物の適正処理（第16条—第37条の2）
- 第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業
 - 第1節 一般廃棄物処理業（第38条—第47条）
 - 第2節 浄化槽清掃業（第48条—第55条）
- 第5章 調布市廃棄物減量及び再利用促進員（第56条）
- 第6章 雑則（第57条—第60条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年調布市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び条例の例による。

(回収命令等の命令)

第3条 条例第31条第4項、第41条（条例第49条において準用する場合を含む。）、第45条（条例第49条において準用する場合を含む。）又は第84条第3項に規定する回収命令等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

(再利用についての計画)

第4条 条例第11条に規定する再利用についての計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市長の再利用の促進のための施策についての事項
- (2) 市民の再利用の促進のための取組についての事項
- (3) 事業者の再利用の促進のための取組についての事項

(事業用大規模建築物)

第5条 条例第20条第1項の規則で定める事業用大規模建築物は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上の建築物とする。

(廃棄物管理責任者の選任等)

第6条 条例第20条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、1の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する2以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、1人の廃棄物管理責任者が当該2以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第20条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届（第1号様式）により行わなければならない。

(事業用大規模建築物における再利用計画の作成等)

第7条 条例第20条第3項の規定による再利用についての計画の作成は、年度（4月1日から翌年の3月31日までとする。以下同じ。）ごとに行うものとする。

2 条例第20条第3項の規定による再利用についての計画の提出は、再利用計画書（第2号様式）により毎年5月31日までに行わなければならない。

(再利用対象物の保管場所設置基準)

第8条 条例第20条第4項及び第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。

- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管が確保されるようにすること。
- (3) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。
(再利用対象物の保管場所設置届)

第9条 条例第20条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(第3号様式)により、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

(改善勧告)

第10条 条例第21条に規定する勧告は、書面により行うものとする。

(公表)

第11条 条例第22条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を告示して行うものとする。

(受入拒否)

第12条 条例第23条の規定により事業系廃棄物の受入れを拒否するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、書面により通知するものとする。

(事業用小規模建築物)

第13条 条例第24条第1項の規則で定める事業用小規模建築物は、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル未満の建築物とする。

2 条例第24条第2項に規定する再利用の対象となる物の保管場所については、第8条に規定する基準に準じて設置するものとする。

(住居用大規模建築物)

第14条 条例第25条の規則で定める住居用大規模建築物は、15戸以上の集合住宅とする。

(住居用小規模建築物)

第14条の2 条例第25条第2項の規則で定める住居用小規模建築物は、4戸以上15戸未満の集合住宅とする。

(住居用大規模建築物における再利用対象物の保管場所設置基準)

第15条 条例第25条の規則で定める基準は、第8条に規定する基準を準用する。

第3章 廃棄物の適正処理

(適正処理困難物の公表)

第16条 条例第31条第1項の規定による公表は、指定された適正処理困難物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示して行うものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第17条 条例第32条第1項に規定する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第1条の3に規定する一般廃棄物の処理に係る基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を定めるものとする。

2 一般廃棄物処理計画には、条例第47条第1項の規定により市長が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)

第18条 条例第33条第3項の規則で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条各号及び第4条の2各号の規定によるものとする。

(家庭廃棄物を収納する袋の基準等)

第19条 条例第34条第2項に規定する家庭廃棄物を収納する袋(条例第34条の2第1項及び第2項に規定する指定収集袋(以下「指定収集袋」という。)を除く。以下「収納袋」という。)の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 耐水性があり、丈夫なものであること。
- (2) 内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。

2 収納袋で収納することが適当でない家庭廃棄物については、当該廃棄物をひもでくくるなどして収集作業が容易にできるようにしなければならない。

(指定収集袋の基準等)

第20条 指定収集袋は、前条第1項各号に掲げる基準を満たすものであって、その種類及び容量は、次の表に定めるところによる。

指定収集袋の種類		容量	
家庭廃棄物	可燃用指定収集袋（第3号様式の2）及び不燃用指定収集袋（第3号様式の3）	S袋	5リットル相当
		M袋	15リットル相当
		L袋	30リットル相当
		L L袋	45リットル相当
	第36条第3号アに掲げる廃棄物を排出するときに使用する指定収集袋（第3号様式の4。以下「ボランティア袋」という。）	L袋	30リットル相当
	第36条第3号イに掲げる廃棄物を排出するときに使用する指定収集袋（第3号様式の5。以下「おむつ袋」という。）	M袋	15リットル相当
事業系一般廃棄物指定収集袋（第3号様式の6）		L袋	30リットル相当
		S袋	10リットル相当
		M袋	25リットル相当
		L袋	45リットル相当

（資源物の排出方法）

第20条の2 条例第34条の6に規定する資源物の排出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 古紙は、束ねてひもでくくる、又は畳んで紙袋に入れること。
- (2) 布は、収納袋に入れること。
- (3) 空き瓶は、収納袋に入れずに籠、バケツ、コンテナ等の容器に入れること。
- (4) 空き缶は、収納袋に入れずに籠、バケツ、コンテナ等の容器に入れること。
- (5) ペットボトルは、収納袋に入れずに籠、バケツ、コンテナ等の容器に入れること。
- (6) 容器包装プラスチックは、収納袋に入れること。

（有害ごみの排出方法）

第20条の3 条例第34条の7に規定する有害ごみの排出方法は、収納袋に入れずに籠、バケツ、コンテナ等の容器に入れ排出するものとする。

（収集又は運搬の禁止の対象となる資源物）

第20条の4 条例第34条の8第1項に規定する規則で定める資源物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 古紙
- (2) 布
- (3) 空き瓶
- (4) 空き缶

（収集又は運搬の禁止命令）

第20条の5 条例第34条の8第2項の規定による命令は、資源物収集・運搬禁止命令書（第3号様式の7）により行うものとする。

（動物の死体の届出）

第21条 条例第36条の規定により動物の死体の届け出をしようとする者は、動物死体届出書（第4号様式）によってしなければならない。ただし、これにより難しい場合は、省略することができる。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置基準）

第22条 条例第40条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 市の収集運搬業務の提供を受ける場合には、市の収集運搬作業の方法に適合する保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への積込みが容易な構造であること。
- (8) 保管場所には、保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

（運搬等の命令に係る排出量）

第23条 条例第42条の規則で定める量の事業系一般廃棄物は、1日平均10キログラムを超えるもの又は一時に100キログラムを超えるものとする。

（一般廃棄物管理票適用対象事業者）

第24条 条例第43条第1項の規則で定める事業者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を自ら市長の指定する処理施設に搬入する者
- (2) 事業系一般廃棄物を事業者から委託を受けて市長の指定する処理施設に搬入した者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者
(一般廃棄物管理票)

第25条 条例第43条第1項に規定する一般廃棄物管理票は、次の各票からなる複写式のものとし、その様式は、第5号様式のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物管理票 (市長提出用)
- (2) 一般廃棄物管理票 (事業者保管用)
- (3) 一般廃棄物管理票 (受託者保管用)
(一般廃棄物管理票の記載事項)

第26条 条例第43条第1項の規定により事業者が市長に提出する一般廃棄物管理票には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 一般廃棄物管理票の作成年月日
- (2) 排出事業者の氏名又は名称及び住所
- (3) 一般廃棄物管理票の作成を担当した者の氏名
- (4) 事業系一般廃棄物の全体量及び種類ごとの量
- (5) 運搬車の車両番号及び運転者の氏名
- (6) 運搬車の種類

2 条例第43条第2項の規定により事業者が受託者に交付する一般廃棄物管理票には、前項第1号から第5号までに規定する事項並びに受託者の氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

(一般廃棄物管理票の交付)

第27条 条例第43条第2項の規定による一般廃棄物管理票の交付は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 当該事業系一般廃棄物を受託者に引き渡す際に交付すること。
- (2) 当該事業系一般廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称が一般廃棄物管理票に記載された事項と相違ないことを確認のうえ、交付すること。
(一般廃棄物管理票の保存)

第28条 一般廃棄物管理票の保存年限は、5年とする。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第29条 条例第44条第1項の規則で定める受入基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内において発生した事業系一般廃棄物であって、次のいずれにも該当しないもの
 - ア し尿
 - イ 動物の死体
 - ウ 特別管理一般廃棄物に指定されている物
 - エ 有害性の物
 - オ 爆発性のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物
 - カ 液状の物
 - キ 粉末状又はか粒状で飛散するおそれのある物
 - ク その他処理施設の管理運営に支障を来すおそれのある物

(2) 事業系一般廃棄物の運搬に当たって、事業者が政令第3条第1号に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、処理施設の適正な管理運営のために市長が別に定める事項
(廃棄物の排出量及び処理手数料の額の算定)

第30条 条例第50条1項に規定する廃棄物処理手数料に係る条例第34条の2第3項の規定により排出する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の排出量は、排出の都度、当該排出された量をもって算定する。

2 条例第50条第2項に規定する粗大ごみの処理手数料の額は、別表第1に定めるところによるものとする。
(廃棄物処理手数料の徴収方法等)

第31条 条例第50条第1項に規定する廃棄物処理手数料は、一般廃棄物処理手数料納入通知書兼領収書(第6号様式。以下「納入通知書」という。)により徴収することとし、当該納入通知書を発行した日の翌日から起算して20日目を納付期限とする。ただし、指定収集袋により排出する廃棄物及び臨時に排出し、又は運搬する廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、納入通知書を省略することができる。

2 条例第50条第2項に規定する廃棄物処理手数料については、占有者は、特定廃棄物処理券(第7号様式)を購入し、当該排出する粗大ごみに貼付することにより徴収する。

(排出量算定基準の特例)

第32条 条例第50条第4項の規定による算定は、1立方メートルを250キログラムに換算する。

(指定収集袋の交付方法)

第32条の2 条例第50条の2に規定する指定収集袋(ボランティア袋及びおむつ袋を除く。)の交付は、次の表の左欄に掲げる指定収集袋の種類ごとに、同表の中欄に掲げる廃棄物処理手数料を納付した者に同表の右欄に掲げる枚数を1組として行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、廃棄物処理手数料の納付額に応じ、同欄に掲げる枚数未満の指定収集袋を交付することができる。

指定収集袋の種類		廃棄物処理手数料	枚数
家庭廃棄物	可燃用指定収集袋及び不燃用指定収集袋	S袋	84円
		M袋	273円
		L袋	556円
		L L袋	840円
事業系一般廃棄物指定収集袋		S袋	500円
		M袋	1,250円
		L袋	2,850円

(動物死体処理手数料の徴収方法)

第33条 条例第51条に規定する動物死体処理手数料については、占有者又は事業者は、特定廃棄物処理券を購入し、動物の死体の引取りの際に、又はあらかじめ市長に提出することにより徴収する。ただし、占有者又は事業者は、特定廃棄物処理券を購入し、動物の死体の引取りの際に、又はあらかじめ市長に提出することにより難しい場合は、省略することができる。

(し尿処理手数料の徴収方法)

第34条 条例第52条に規定するし尿処理手数料については、占有者又は事業者は、特定廃棄物処理券を購入し、し尿の引取りの際に、又はあらかじめ市長に提出することにより徴収する。ただし、占有者又は事業者は、特定廃棄物処理券を購入し、し尿の引取りの際に、又はあらかじめ市長に提出することにより難しい場合は、省略することができる。

(督促)

第35条 納入通知書により徴収する場合において、手数料を納期限までに納付しない者があるときは、督促状(第8号様式)を発行して督促する。

2 前項の督促状を受けた者は、その発行の日から10日以内に納付しなければならない。

(手数料の減額又は免除)

第36条 条例第53条に規定する処理手数料の減額又は免除は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 天災を受けた場合 免除
- (2) 火災等の事故により被害を受けた場合(ただし、処分のみを受けようとする場合に限る。) 免除
- (3) 占有者が、次に掲げる廃棄物を排出する場合 免除
 - ア 自治会等の各種団体又は個人が行う道路、公園その他公共的な施設等の清掃活動に伴う廃棄物
 - イ 育児、介護等に使用した紙おむつ
- (4) 別表第2の左欄に掲げる世帯に属する占有者が指定収集袋により排出する廃棄物については、同表に定めるところにより免除する。
- (5) 次に掲げる世帯に属する占有者が粗大ごみを排出する場合 免除
 - ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助を受ける者の属する世帯
 - イ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定により児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定により特別児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 減額又は免除
(減額等の申請手続)

第37条 前条の規定により処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、処理手数料減免申請書(第9号様式)により、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、処理手数料の減免処分を行い、処理手数料減免承認(不承認)決定通知書(第10号様式)を交付し、又は処理手数料免除承認書兼指定収集袋引換券(第10号様式の2)を交付し、かつ、同引換券と引き換えに別表第2に定めるところにより指定収集袋を交付するとともに、当該決定通知書と引き換えに前条第5号に掲げる者に特定廃棄物処理券を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第3号に掲げる処理手数料の免除については、申請手続を省略することができる。

(廃棄物処理手数料の還付)

第37条の2 条例第53条の2ただし書に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 指定収集袋及び特定廃棄物処理券（以下「指定収集袋等」という。）を所有している占有者等が、市外に転出するとき。
 - (2) 指定収集袋等を所有している占有者等が、市内における事業を廃止するとき。
 - (3) 指定収集袋等を所有している占有者等が指定収集袋等を使用する見込みがなくなったとき。
 - (4) 指定収集袋等の廃棄物処理手数料の改訂を伴うとき。
 - (5) 指定収集袋等の取扱店が閉店または収納事務委託契約を解除したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により処理手数料の還付を受けようとする者は、廃棄物処理手数料還付請求書（第10号様式の3）を市長に提出しなければならない。

第4章 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

第1節 一般廃棄物処理業

(許可申請)

第38条 条例第54条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第11号様式）に、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
 - (3) 事業の区分
 - (4) 継続的な作業場所及び運搬先
 - (5) 運搬車その他主たる運搬施設の種類及び数量
 - (6) 主たる事務所以外の事務所、事業所及び運搬車の車庫等の名称及び所在地
 - (7) 保管及び積替えを行う場合には、保管及び積替えを行う施設の設置場所
 - (8) 従業員の数
 - (9) 作業計画
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
 - (2) 身分証明書（個人の場合に限る。）
 - (3) 営業について成年者と同一の行為能力を有する未成年者は、その行為能力を証明する書類
 - (4) 申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）が、条例第54条第3項第4号アからウまでに該当しない者である旨の申出書
 - (5) 印鑑証明書
 - (6) 運搬先を証明できる書類（市長の指定する処理施設以外を運搬先とする場合に限る。）
 - (7) 事務所、車庫等を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）、当該事務所、車庫等の写真、案内図及び車庫付近の見取図
 - (8) 積替え施設等を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）、当該施設の配置図、写真、付近の見取図、設計図及び概況を示す書類並びに関係諸官庁の設置許可証の写し
 - (9) 自動車検査証の写し
 - (10) 従業員名簿
 - (11) 顧客名簿及び排出事業者との一般廃棄物の処理に係る委託契約書の写し又は委託を証明する書類
 - (12) 事業資金及びその調達方法を記載した書類（新規に許可を受けようとする者に限る。）
 - (13) 過去1年間において税目及び税額について市長が定める国税並びに地方税の未納がないことを証明する書類
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類及び図面
- 3 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り同項各号に掲げる書類又は図面（同項第4号、第9号、第13号及び第14号に掲げるものを除く。）の添付を省略することができる。
- 4 条例第54条第2項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書（第12号様式）に、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。
- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
 - (3) 処分（最終処分を除く。）又は最終処分の区分
 - (4) 処分の方法
 - (5) 処分（最終処分を除く。）の場合は、処分先
 - (6) 一般廃棄物の処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合に

- は、埋立地の面積及び埋立容量をいう。)
- (7) 主たる事務所以外の事務所及び事業場の名称及び所在地
 - (8) 従業員の数
 - (9) 作業計画
- 5 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
 - (2) 身分証明書（個人の場合に限る。）
 - (3) 営業について成年者と同一の行為能力を有する未成年者は、その行為能力を証明する書類
 - (4) 申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）が、条例第54条第3項第4号アからウまでに該当しない者である旨の申出書
 - (5) 印鑑証明書
 - (6) 処分（最終処分を除く。）の場合は、処分先を証明できる書類
 - (7) 一般廃棄物の処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計画書、写真、付近の見取図及び案内図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - (8) 事務所、一般廃棄物の処理施設等を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）及び事務所の案内図
 - (9) 従業員名簿
 - (10) 顧客名簿及び排出事業者との一般廃棄物の処理に係る委託契約書の写し又は委託を証明する書類
 - (11) 事業資金及びその調達方法を記載した書類（新規に許可を受けようとする者に限る。）
 - (12) 過去1年間において税目及び税額について市長が定める国税並びに地方税の未納がないことを証明する書類
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類及び図面
- 6 一般廃棄物処分業の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り同項各号に掲げる書類又は図面（同項第4号、第12号及び第13号に掲げるものを除く。）の添付を省略することができる。
（許可を要しない者）

第39条 条例第54条第1項ただし書の規則で定める者は、省令第2条各号に掲げる者とする。

2 条例第54条第2項ただし書の規則で定める者は、省令第2条の3各号に掲げる者とする。

（一般廃棄物処理業の許可基準）

第39条の2 条例第54条第3項第3号の規則で定める基準は、一般廃棄物収集運搬業にあつては省令第2条の2各号に掲げる基準に、一般廃棄物処分業にあつては省令第2条の4各号に掲げる基準によるほか、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市内に事務所を有すること。ただし、市内に主要な取引先がある場合又は取り扱う一般廃棄物が特殊であるため、市内に事務所を置くことができない場合であつて、市長が特別に認めたときは、この限りでない。
- (2) 過去1年以内において、税目及び税額について市長が定める国税並びに地方税を納付していること。
- (3) 一般廃棄物の収集、運搬又は処分の業務の経験年数（法人の場合にあつては、その構成員のうち一般廃棄物の収集、運搬又は処分の業務に携わる者の3分の1以上の者の経験年数）が3年以上であること。
- (4) 一般廃棄物収集運搬業については取り扱う一般廃棄物の運搬先、一般廃棄物処分業（最終処分を業として行う者を除く。）については取り扱う一般廃棄物の処分先を確保していること。

（許可の更新期間）

第40条 条例第54条第4項の規則で定める期間は、2年とする。

（許可証）

第41条 市長は、条例第54条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は条例第55条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証（第13号様式）を交付する。

2 市長は、条例第54条第2項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたとき、又は条例第55条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証（第14号様式）を交付する。

（変更の許可申請）

第42条 一般廃棄物収集運搬業者は、条例第55条第1項の規定により第38条第1項第2号又は第3号に規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書（第15号様式）に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

- (2) 許可の年月日及び許可の番号
 - (3) 変更の内容
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更に係る事業の用に供する運搬車その他主たる運搬施設の種類及び数量
 - (6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容
 - (7) 変更予定年月日
- 2 第38条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 3 一般廃棄物処分業者は、条例第55条第1項の規定により第38条第4項第2号から第4号までに規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物処分業変更許可申請書（第16号様式）に次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 許可の年月日及び許可の番号
 - (3) 変更の内容
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更に係る事業の用に供する一般廃棄物の処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。）
 - (6) 前号に掲げるもののほか、変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容
 - (7) 変更予定年月日
- 4 第38条第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
（変更の承認申請）
- 第43条** 一般廃棄物収集運搬業者が第38条第1項第4号に掲げる運搬先又は第9号に掲げる事項を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した一般廃棄物処理業変更承認申請書（第17号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 許可の年月日及び許可の番号
 - (3) 変更の内容
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更予定年月日
- 2 第38条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 3 一般廃棄物処分業者が第38条第4項第5号又は第9号に掲げる事項を変更しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した一般廃棄物処理業変更承認申請書（第17号様式）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 許可の年月日及び許可の番号
 - (3) 変更の内容
 - (4) 変更の理由
 - (5) 変更予定年月日
- 4 第38条第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 5 市長は、第1項又は第3項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認をしたときは、一般廃棄物処理業変更承認書（第18号様式）を交付するものとする。
（変更届）
- 第44条** 一般廃棄物収集運搬業者は、次の各号に掲げる変更又は一部廃止をしたときは、当該変更又は一部廃止をした日から10日以内に一般廃棄物処理業変更届（第19号様式）により市長に届け出なければならない。
- (1) 第38条第1項第1号又は第5号から第8号までのいずれかに掲げる事項を変更したとき。
 - (2) 第42条第1項ただし書に規定する事業の一部を廃止したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を変更したとき。
- 2 一般廃棄物収集運搬業者は、第38条第1項第4号に掲げる継続的な作業場所を変更したときは、当該変更した日の属する月の翌月10日までに一般廃棄物処理業変更届（第19号様式）により市長に届け出なければならない。
- 3 第38条第2項の規定は、第1項第1号及び第3号並びに前項の届出について準用する。
- 4 一般廃棄物処分業者は、次の各号に掲げる変更又は一部廃止をしたときは、当該変更又は一部廃止をした日から10日以内に一般廃棄物処理業変更届（第19号様式）により市長に届け出なければならない。
- (1) 第38条第4項第1号又は第6号から第8号までのいずれかに掲げる事項を変更したとき。
 - (2) 第42条第3項ただし書に規定する事業の一部を廃止したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を変更したとき。

5 第38条第5項の規定は、前項第1号及び第3号の届出について準用する。

(休止及び廃止届)

第45条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業を休止し、又は廃止しようとする者は、業を休止し、又は廃止しようとする日の15日前までに一般廃棄物処理業休止・廃止届（第20号様式）により市長に届け出なければならない。

(許可の取消し及び停止命令)

第45条の2 市長は、条例第58条の規定により業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずるときは、業の許可の取消しについては許可取消書（第20号様式の2）により、事業の全部若しくは一部の停止又は市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずるときは事業停止命令書（第20号様式の3）により行うものとする。

(許可証の再交付)

第46条 条例第59条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（第21号様式）により行わなければならない。

(許可証の返納)

第47条 許可の期間が満了したとき、又は条例第58条の規定により業を取り消されたときは、直ちに、許可証を市長に返納しなければならない。

第2節 浄化槽清掃業

(許可申請)

第48条 条例第61条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（第22号様式）に、次の各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 事業所の所在地
- (3) 事業の用に供する施設の概要

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (2) 身分証明書（個人の場合に限る。）
- (3) 申請者（申請者が浄化槽清掃業に係る営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人又はその役員を含む。）が、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第36条第2号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しない者である旨の申出書
- (4) 印鑑証明書
- (5) 浄化槽の清掃についての専門的知識、技能及び相当の経験を有していることを証明する書類
- (6) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「浄化槽法施行規則」という。）第11条第1号から第3号までに規定する器具の収納場所の配置図、写真及び案内図
- (7) 営業所を自ら所有する場合には、それを証明する書類（借用する場合には、その契約書の写し）及び当該営業所の案内図
- (8) 従業員名簿（法人である場合には、その役員を含む。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類及び図面

(許可及び不許可の通知)

第49条 条例第61条第3項の規定による許可又は不許可の処分をした場合の通知は、浄化槽清掃業許可・不許可通知書（第23号様式）により行うものとする。

(浄化槽清掃業の許可基準)

第49条の2 条例第61条第2項第1号の規則で定める基準は、浄化槽法第36条各号に掲げるところによるものとする。

(許可証)

第50条 市長は、条例第61条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証（第24号様式）を交付する。

2 浄化槽清掃業の許可の期間は、3年とする。

(記載事項変更の届)

第51条 浄化槽清掃業者は、条例第62条の規定により申請内容に変更があつた場合には、変更の日から30日以内に、浄化槽清掃業許可申請記載事項変更届（第25号様式）に必要事項を記載し、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を前項の変更届に添付しなければならない。

- (1) 浄化槽法施行規則第10条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の写し（法人である場合には、登記事項証明書）
- (2) 浄化槽法施行規則第10条第1項第2号に掲げる事項の変更 第48条第2項第7号に定める書類

- (3) 第48条第2項第6号に掲げる器具の収納場所の変更 第48条第2項第6号に定める書類
- (4) 第48条第2項第8号に掲げる従業員名簿の変更 第48条第2項第8号に定める書面並びにその変更が法人の役員である場合には、登記事項証明書及び浄化槽法施行規則第10条第2項第3号に定める書面(廃業等の届)

第52条 浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出は、廃業等した日から30日以内に、浄化槽清掃業廃業等届(第26号様式)により市長に届け出なければならない。

(指示書、許可取消書及び事業停止命令書)

第53条 市長は、条例第63条第1項の規定により浄化槽の清掃について必要な指示をするときは、指示書(第27号様式)により行うものとする。

- 2 市長は、条例第63条第2項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、浄化槽清掃業許可取消書(第28号様式)又は浄化槽清掃業停止命令書(第29号様式)により行うものとする。

(許可証の再交付)

第54条 条例第65条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(第30号様式)により行わなければならない。

(許可証の返納)

第55条 許可の期間が満了したとき、又は条例第63条第2項の規定により業を取り消されたときは、直ちに、許可証を市長に返納しなければならない。

第5章 調布市廃棄物減量及び再利用促進員

(定数)

第56条 条例第82条第2項に規定する調布市廃棄物減量及び再利用促進員の定数は、550人以内とする。

第6章 雑則

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第57条 条例第84条第1項の規則で定める大規模建築物は、15戸以上の集合住宅又は床面積の合計が1,500平方メートル以上の建築物とする。

- 2 条例第84条第1項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届(第3号様式)により、建築基準法第6条第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。
- 3 条例第84条第2項及び第4項の規則で定める基準は、第22条各号の規定によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、市長が別に定める基準に適合すること。

(2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。

(小規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第57条の2 条例第84条の2の規則で定める小規模建築物は、4戸以上15戸未満の集合住宅又は床面積の合計が1,500平方メートル未満の建築物とする。

(報告の徴収)

第58条 条例第85条に規定する市長への報告は、一般廃棄物処理業にあっては一般廃棄物処理業務実績報告書(第31号様式)により、浄化槽清掃業にあっては浄化槽清掃業務実績報告書(第32号様式)により、前月分を翌月の10日までに行うものとする。

(帳簿)

第58条の2 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第7条第15項に規定する帳簿について、省令第2条の5第1項の表に規定するもののほか、一般廃棄物収集運搬業者にあっては処理料金を、一般廃棄物処分業者にあっては処分料金を記載しなければならない。

(身分を示す証明書)

第59条 条例第86条第2項に規定する身分を示す証明書は、清掃指導員証(第33号様式)とする。

(委任)

第60条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により交付された許可証等で現に効力を有するものは、この規則の相当する規定により交付された許可証等とみなす。

4 この規則の施行の際、改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成7年3月17日規則第5号）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第38条及び第48条の規定によりなされた許可申請は、この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則第38条及び第48条の規定によりなされた許可申請とみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成7年3月31日規則第11号抄）
（施行期日）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

（調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

61 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、なお使用することができる。

附 則（平成10年1月21日規則第1号）

1 この規則は、平成10年1月22日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則第7号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成10年3月31日規則第26号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月9日規則第4号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の受付に係るものから適用し、施行日前の受付に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成13年1月9日規則第6号）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第48条第2項第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則別表の規定は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）以後の受付に係るものから適用し、施行日前の受付に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年9月5日規則第48号）

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の受付に係るものから適用し、施行日前の受付に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成16年1月30日規則第1号）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料から適用し、施行日前に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年9月16日規則第45号）

1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は平成16年10月1日から、別表第2の改正規定は公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則別表第1の規定は、平成16年10月1日以後の受付に係るものについて適用し、同日前の受付に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月4日規則第9号抄）
（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

（調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

5 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第41号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第30号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年9月29日規則第102号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の処理に係るものについて適用し、施行日前の処理に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年2月27日規則第5号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成20年2月26日規則第2号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第23号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬する廃棄物に係る手数料について適用し、施行日前に市長が収集し、又は占有者が市長の指定する処理施設に運搬した廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第2の規定は、施行日以後の申請に係るものについて適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日規則第48号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成25年2月19日規則第2号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する規則第33条及び第34条の規定は、施行日以後の徴収に係るものについて適用し、改正前の徴収に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月30日規則第57号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年1月13日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第30条関係）

粗大ごみ処理手数料表

番号	品目	手数料
家具類		
1	棚（扉無し）・げた箱類（1辺90cm未満）	630円
2	棚（扉無し）・げた箱類（1辺90cm以上）	1,260
3	棚（扉有り）・たんす（1辺90cm未満）	945
4	棚（扉有り）・たんす（1辺90cm以上）	1,575
5	サイドボード（1辺90cm未満）	1,260
6	サイドボード（1辺90cm以上）	1,890
7	パイプハンガー・ハンガーラック	315
8	衣装箱・茶箱・カラーボックス	315

9	テーブル（天板の1辺又は直径が90cm未満）・座卓	630
10	テーブル（天板の1辺又は直径が90cm以上）	945
11	椅子・座椅子	315
12	ソファ（1人用）	630
13	ソファ（2人以上用）	1,260
14	鏡台・ドレッサー	1,260
15	姿見	315
16	両袖机	1,890
17	机類・ライティングデスク等	1,260
寝具・じゅうたん		
18	折り畳み式ベッド・パイプベッド	630
19	シングルベッド・セミダブルベッド	2,205
20	ダブルベッド	3,150
21	介護用ベッド	4,725
22	スプリング式ベッドマット（シングル・セミダブル）	945
23	スプリング式ベッドマット（ダブル）	1,260
24	マットレス（スポンジ）	315
25	ベッド枠（シングル・セミダブル）	1,260
26	ベッド枠（ダブル）	1,890
27	布団	315
28	敷物（6畳未満。カーペットを含む。）	315
29	敷物（6畳以上。カーペットを含む。）	630
30	ウッドカーペット（6畳未満）	1,260
31	ウッドカーペット（6畳以上）	1,890
台所用品		
32	換気扇	315
33	ガステーブル（1口用）	315
34	ガステーブル（2口以上用）	630
35	ガスオーブン	945
36	電子レンジ	945
37	食器洗い機	945
38	食器乾燥機	630
39	調理台・ワゴン	630
40	ホットプレート（1辺40cm以上）	315
41	炊飯器（1辺40cm以上）	315
42	米びつ	630
43	湯沸器	630
冷暖房器具		
44	パネル・オイルヒーター	630
45	ストーブ・ファンヒーター	315
46	電気こたつ	315
47	こたつ板	315
48	家具調コタツ	630
49	扇風機	315
その他の家庭用品		
50	削除	
51	ミシン（卓上式）	630
52	ミシン（卓上式以外）	1,260
53	電気掃除機（本体の1辺が40cm以上のもの）	315
54	ごみ箱・ごみバケツ	315
55	ズボンプレス機	315
56	加湿器・除湿機（1辺40cm以上）	315
57	照明器具（1辺40cm以上）	315

58	風呂の蓋（1辺40cm以上）	315
A V・事務機器		
59	ビデオデッキ（1辺40cm以上）	315
60・61	削除	
62	テレビ台・オーディオラック	315
63	テレビアンテナ	315
64	単体のオーディオ機器（1辺40cm以上90cm未満）	315
65	単体のオーディオ機器（1辺90cm以上）	630
66	スピーカー（1辺40cm以上。1個）	630
67	ワードプロセッサ（1辺40cm以上）	630
68	プリンタ・スキャナ等（1辺40cm以上90cm未満）	630
69	プリンタ・スキャナ等（1辺90cm以上）	945
子供用品		
70	ベビーバス・ベビーラック・ベビーサークル	315
71	ベビーベッド	630
72	幼児用ブランコ・幼児用滑り台（室内用）	630
73	幼児用遊具（ブランコ・滑り台を除く。）	315
74	乳母車・三輪車・チャイルドシート	315
75	人形・ぬいぐるみ（1辺40cm以上）	315
趣味用品		
76	スキー板・スノーボード・そり・スケートボード	315
77	ゴルフバッグ	315
78	ゴルフクラブ（5本まで）	315
79	家庭用トレーニング機器（サイクリングマシン）	1,575
80	家庭用トレーニング機器（ローイングマシン）	630
81	家庭用トレーニング機器（ランニングマシン）	1,890
82	肩もみ機	1,890
83	ぶら下がり健康器	630
84	編み機	630
85	キーボード（ピアノ・オルガン・エレクトーンを除く。）	630
86	その他の小型楽器（ギター・バイオリン等）	315
87	水槽（1辺40cm以上70cm未満）	315
88	水槽（1辺70cm以上）	630
89	フラワースタンド	315
90	植木鉢・プランター	315
建具類		
91	アコーディオンカーテン	630
92	網戸	315
93	ブラインド・ロールスクリーン	315
94	すだれ・すのこ・よしず	315
その他		
95	物干しざお・パイプ類	315
96	物干し台（コンクリート部分を除く。）	315
97	芝刈り機	630
98	脚立・はしご（高さ2m未満）	315
99	植木台（コンクリート部分を除く。）	945
100	自転車（18インチ以下）	315
101	自転車（19インチ以上）	630
102	一輪車	315
103	ショッピングカート	315
104	スーツケース	315
105	クーラーボックス	315
106	ビーチパラソル	315

107	サマーベッド	315
108	犬小屋（1辺1m未満）	630
109	物置（1辺1m未満）	630
110	物置（1辺1m以上2m未満で分解済みのもの）	1,260
111	自動車用キャリア（ケース付き）	630
112	自動車用キャリア（ケース無し）	315
113	車椅子	630
114	車椅子（電動）	1,260
115	その他	その重量・形状等を勘案し、上記の品目に準じて市長が定める金額

備考 上記の品目のうち長さによる基準が記載されているものは、その基準を当該廃棄物の一番長い部分に適用する。

別表第2（第36条、第37条関係）

対象世帯	指定収集袋の種類及び枚数
(1) 第36条第5号アに掲げる世帯	可燃用指定収集袋M袋80枚及び不燃用指定収集袋M袋20枚又は可燃用指定収集袋S袋80枚及び不燃用指定収集袋S袋20枚
(2) 第36条第5号イに掲げる世帯	
(3) 第36条第5号ウに掲げる世帯	
(4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により老齢福祉年金の支給を受ける世帯	
(5) 75歳以上の者のみで構成され、かつ、収入が国民年金法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による年金のみ又は収入のない世帯	
(6) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）の規定により交付を受けた愛の手帳に知的障害の程度が1度又は2度と記載されている者が属し、かつ、市民税が非課税の世帯	
(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に障害の程度が1級と記載されている者が属し、かつ、市民税が非課税の世帯	
(8) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている者が属し、かつ、市民税が非課税の世帯	
(9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受ける者の属する世帯	
備考 各指定収集袋の枚数は、1世帯につき、1年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）当たりの枚数とし、市長が決定する免除の期間における月数に応じてあん分して得た枚数を交付する。この場合において、当該あん分して得た枚数に10枚未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。	

様式 略

「平成28年度 清掃事業概要」について
ご意見等をお寄せください

今後も調布市のごみ処理の現状について、わかりやすく、見やすい冊子となるよう、内容の充実を図っていきます。ご意見等をお寄せください。（問い合わせ先は下記に掲載しています。）

登録番号
(刊行物番号)

2016-116

平成28年度版(平成27年度実績)
調布市清掃事業概要

発行日 平成28年10月発行
発行 調布市環境部ごみ対策課
〒182-0024 調布市布田4-20-2調布シティビル2階
Tel 042-481-7811
Fax 042-481-7814
E-mail gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jp

印刷 庁内印刷

本書は、古紙配合の再生紙を使用しています。

「これならできごみ減量とリサイクル」

小・中学生ごみ減量啓発作品展の入賞作品

「これならできごみ減量とリサイクル」をテーマに、ごみ減量やリサイクルのために自分が心がけている（これからしようとしている）ことについて小・中学生の皆さんからポスター募集しました。これは、小・中学生の皆さんにごみ問題に関心を持っていただくとともに、広く市民の皆さんにも普段の生活のなかでごみ減量を身近な問題として考えていただくことを目的として実施しました。276点のご応募をいただいたなかから調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会委員の方にご協力をいただき入選作品を決定いたしました。

小学校低学年の部



多摩川小学校1年生の作品



深大寺小学校2年生の作品



上ノ原小学校2年生の作品

小学校中学年の部



滝坂小学校4年生の作品



布田小学校3年生の作品



北ノ台小学校4年生の作品

小学校高学年の部



調和小学校5年生の作品



第一小学校6年生の作品



八雲台小学校6年生の作品

中学生の部



第六中学校3年生の作品



第三中学校3年生の作品



調布中学校2年生の作品